

Trust Sixty Foundation

コモン・ロー諸国における受託者の 職務・権限に関する研究

トラス60研究叢書

平成9年7月

財団法人 トラス60

目次

| | | |
|--|-------------------------|----|
| はしがき | (米倉明) | 1 |
| ロスコーの遺産とアメリカにおける信託違反に対する損害賠償 | (樋口範雄) | 3 |
| アメリカ信託法における受託者の権限委任 (delegation) | (早川眞一郎) | 23 |
| イギリス信託法における受託者の権利・義務 ——信託内容履行義務と受託者の特定性を中心として—— | (瀬々敦子) | 37 |
| カナダにおける受託者法の改正と近代化 | (D.W.M ウォーターズ／新井誠 訳・解説) | 57 |
| オーストラリア信託法における事業信託の若干の問題 | (道垣内弘人) | 91 |

コモン・ロー諸国における受託者の職務・権限に関する研究

委員名簿

| | | |
|-----|-------|------------------|
| 委員長 | 米倉 明 | 早稲田大学教授、東京大学名誉教授 |
| 委員 | 新井 誠 | 千葉大学教授 |
| | 芹澤 英明 | 東北大学助教授 |
| | 道垣内弘人 | 東京大学助教授 |
| | 早川眞一郎 | 名古屋大学助教授 |
| | 樋口 範雄 | 東京大学教授 |
| | 瀬々 敦子 | 住友信託銀行海外事務部 |

(順不同、敬称略)

は し が き

ここに漸く「コモン・ロー諸国における受託者の職務・権限に関する研究」と銘打って5編の論稿を公にすることができた。これは平成5年6月からスタートした研究会（「コモン・ロー受託者研究会」）の約2年におよぶ共同研究の成果である。

研究会には私を除き、いずれも若手の気鋭の研究者（実務家を含む）に御参加を願い、毎回、熱のこもった報告と討論を展開していただいた。年配ということで座長を勤めたにすぎない私としては、内容の豊かな報告・討論に接し得たのみならず、このたび成果を世に問うことができるにいたったことを喜び、メンバーの方々に深く敬意を表するものである。

研究会メンバーの共通した問題意識は、第1に、現行信託法は何といても古くなり、現代における信託取引の需要に適合していないのではないか、第2に、特にコマーシャル・トラストの領域でそのことが言えるのではないかと、第3に、もっといえば、財産運用の方法が高度に専門化してきた現代においては、受託者の職務・権限さらには責任を再検討する必要が強く要請されているのではないかと、というところにあり、そこで、近時判例や立法により、受託者の職務・権限さらには責任レベルにおける発展が顕著であるコモン・ロー諸国（英、米、カナダ、オーストラリア）の法状況を調査・研究することにより、わが信託法の理論と実務にささやかなりとも寄与したいという願いを一同持つにいたり、それをバネに作業に従事してきた。

収録した各論稿についての紹介は省かせていただくけれども、一読の労をとってくださるならば、各国において、どういう問題が現在大きな問題として意識され、その解決に向けてどのような議論、工夫（法的構成をもとより含む）がされているかという、まさに各国におけるカレントな問題が歴史的背景にもふれつつ明らかにされていること、コモン・ロー諸国の信託法といっても、その中では相当なヴァリエーションが認められること、しかし総じて、受託者の職務・権限さらには責任については時代の要請にあわせて新しい規制が少なくともなされつつあること（その形式は判例、立法、学説というように様々ではあるが）、これらの諸国の動向はわが信託法の解釈や立法にあたり示唆するところがきわめて大きいこと（たとえば、これまでわが信託法のもとでは解釈上当然視されてきたことが

必ずしもそうとは言えないこと、立法技術という細かい側面にしても学ぶべきところが多いこと)を気づかれるであろう。

「はしがき」としてはこの程度で切り上げておこう。各論稿がいずれも、今後のわが信託法の研究にとり、大きな推進力となることを私としては期待している。末尾になってしまったが、研究会の設営にあたり終始お世話くださった財団法人トラスト60の方々に、メンバー一同に代わって深く御礼申し上げたい。

米倉 明

ロスコーの遺産とアメリカにおける
信託違反に対する損害賠償

樋口 範 雄

目 次

I はじめに

II ロスコアの遺産をめぐる事件

1. ロスコア事件
2. ロスコア判決
3. 考察

III 信託法リステイトメント

1. 第2次リステイトメント
2. 第3次リステイトメント
3. 改正点の一
4. 改正点の二

IV おわりに

I はじめに

わが信託法は、受託者が信託違反をおかした場合の救済方法につき、27条において、受託者の損失填補または復旧の義務を規定する。すなわち、①「管理ノ失当ニ因リテ信託財産ニ損失ヲ生セシメタルトキ」(27条)、②「信託ノ本旨ニ反シテ信託財産ヲ処分シタルトキ」(27条)、さらに③分別管理義務に「違反シテ信託財産ヲ管理シタル場合」(29条)、委託者、その相続人、受益者および他の受託者は、受託者に対し、損失の填補または信託財産の復旧を請求することができる⁽¹⁾。

四宮教授は、この救済の性格につき、それが信託財産および受益者に対する債務不履行かつ不法行為的責任の性格を有すること⁽²⁾、「信託財産の復旧」とは現物による原状回復であると規定し、それが認められる点は、わが民法上の債務不履行や不法行為に対する救済方法の原則と比べて注目すべきこと⁽³⁾、さらに、教授のいう信託財産の実質的法主体性論からして、賠償は受益者に交付されるのではなく、信託財産に編入されるところが重要な特徴だと指摘する⁽⁴⁾。

しかしながら、信託違反をおかした受託者を相手どっての救済につき、それ以上に、議論は発展するところがない。あたかも損失の填補の内容は、債務不履行や不法行為に対する損害賠償と同質のものであるから、もはや民法における議論を繰り返す必要はないと考えておられるかのようである。

本稿は、アメリカ信託法の代表的な一判決と信託法リステイメントの記述を主たる素材とし、アメリカ法における考え方を紹介することを通して、受託者が信託違反をおかした場合の、受託者を相手とする救済方法につき、若干の問題提起を行うものである。同時に、近時の信託法第3次リステイメントにおいて、アメリカ法においても注目すべき変化がみられることも指摘する。

したがって、本稿の目的は、以下の二点となる。第一に、信託違反に対する救済に関するアメリカ法のあり方(少なくともその重要な一側面)を叙述すること、第二に、そのことからえられるわが国の法理への視角を提示することである。

まず、アメリカの有名な一判例を紹介することから、叙述を始める。

II ロスコアの遺産をめぐる事件

1 ロスコア事件

アメリカの信託法において、信託違反に対する救済のあり方につき重要な先例となる事件の一つとして、次のようなものがある。

【事実の概要】(5)

現代抽象画の巨匠として有名なマーク・ロスコアの遺産をめぐる訴訟である。彼は、1970年2月25日に死去した。後には、遺産として、約800点の絵画が残された。彼の遺書には、遺言執行者として、3人の知人の名前が記されており、裁判所も遺言執行状 (letters testamentary) を4月に出して、その権限を認めた。ところが、その後わずか3週間内に、遺言執行者は二つの契約を締結し、これらの絵画の処分方法を決定してしまう。その内容に疑義があったために、相続人である故人の娘から訴えが提起された。この訴えには、マーク・ロスコア財団という公益法人も利害関係を有し、その関係で、ニュー・ヨーク州の司法長官 (法務総裁) も原告に加わった。

遺言執行者が結んだ二つの契約の概要は次の通りである。第一の契約は、Marlborough A. G (以下、MAG) というリヒテンシュタインの会社との間で結ばれ、この会社へ、絵画100点が売却されることになった。20万ドルは即金、残額160万ドルは、12カ月払いという契約である。

一方、第二の契約は、Marlborough Gallery, Inc. (以下、MNY) というニュー・ヨーク州の会社への販売委託契約だった。一年に35点までの絵画を、最高額で売却するよう定められていたが、MNYには、その5割が手数料として入る仕組みである。ところが、過去の販売委託契約の例では、手数料は1割だった。

訴訟で求められた救済として、まず、遺言執行者の解任、次に、絵画の処分の差止め、さらにこれらの契約の破棄と、まだ会社の手元にある絵画の返還、そしてこれらに加えて損害賠償が請求された。

1972年6月、一審の裁判官による緊急的差止命令 (TRO, temporary restraining order)、さらに中間的差止命令が出された。その後、非陪審による審理が89日間続き、その結果、以下の事実が認定された。

①遺言執行者の一人、ReisはMNYの取締役で利益相反の関係にある。なおMAGとMNYの2つの会社は、Lloydという人が支配している。

②別の一人、Stamosは、画家として、これらの処理に賛成することで別個の個人的な利益を得た。

③第三の遺言執行者Levineは、他の2名の監督につき十分でなかった（たとえば、独立の鑑定人を依頼しなかったことなど）。

そこで、遺言執行者は解任、差止命令が出された後も違反行為を継続した点については裁判所侮辱としてそれに対する民事罰金、さらに契約は取消され、損害賠償として、判決時の価額を基礎とする賠償が定められた。

控訴審も、賠償額の定め方につき反対意見はあったが、多数意見は原審を維持し、ニューヨーク州最高裁へ上告がなされた。

2 ロスコー判決

以下、州最高裁判決の要点を紹介する。なお本件は、以上の事実には明らかなように、遺言執行者の責任が問題となった事例であるが、遺言執行者は受託者と同じ忠実義務を負うとされており(6)、この判決は、受託者の責任についての先例ともなることを明記しておきたい。

【判決の要点】

論点の第一として、遺言執行者に信託違反を認定した際の、判断の法的基準が問題とされた。遺言執行者は、上告にあたり、本件は、忠実義務が問題とされる場合の中で、いわゆる自己取引（self-dealing）の事例ではなく、遺言執行者が取引当事者の双方に利害関係を有する、いわゆる利益相反（conflict of interest）の事例であること、前者の自己取引の場合には、もはやその事実だけで信託違反が認定される（no further inquiry testが適用される）が、後者の利益相反にとどまる場合は、取引内容が不公正だという立証がない限り、信託違反にはならないと、先例を引用しつつ主張した。

しかしながら、ニューヨーク州最高裁は、本件では、取引の不公正さも十分に立証されていると判断し、この主張を退けた。さらに、受託者が利益相反の関係にある場合、取引内容が公正だという立証責任は受託者にあると付言した。

第二に問題とされたのが、本稿の直接の関心たる、損害賠償の内容の定め方に関する点

である。そこでは、不当に売却してしまった絵画につき、損害賠償額を定めるに際し、先例によれば、損害賠償の算定の基準時は取引時であり、その時点での合理的な売却価額と実際の売却価額になるはずだという主張が、遺言執行者側からなされた。実際、控訴審では、この点で判断が分かれ、この立場を支持する反対意見が付けられた。

遺言執行者は、信託法の代表的教科書であるスコット教授の著述と、信託法リステイメントに依拠し、所論を展開した。そのうちスコットには次のような記述がみられる。

「受託者が不適切な価額で信託財産を売却した場合、受領すべきはずの価額と実際に受領した価額との差額について賠償する責任を負う。ただし、売却した信託財産がその後価値を増した分については、責任を負わない」(7)。

しかしながら、ニュー・ヨーク州最高裁は、遺言執行者側の主張を一蹴し、これは先例の読み方の誤りであるとした。たとえば、スコットとリステイメントも、単に、不注意により、低額で売却した受託者についてこのように記述しているのであり、それに加えて、忠実義務違反がある場合は格別であるとした。

その結果、本件のように、ロスコーの絵画が、不当に売却された時点以降も価格を上昇させている場合には、売却時ではなく、判決時における価格に基づく損害賠償を請求できると判断した。

3 考察

以上に紹介した判決は、わが国の状況について、少なくとも以下のような示唆を与えるであろう。

第一に、27条にいうところの「管理ノ失当ニ因リテ信託財産ニ損失ヲ生セシメタルトキ」と、「信託ノ本旨ニ反シテ信託財産ヲ処分シタルトキ」が何を意味するかは、それ自体大きな問題であるが、仮にその内容に信託違反としての軽重があると認めるならば、そこから損失填補の範囲についても、効果が異なるとする議論の生ずる可能性を示唆する。あるいは、そうでなくとも「信託ノ本旨」に反する程度もさまざまだと考えるなら、同様に、それに応じた損失填補の枠組みが考えられるであろう。

端的に言えば、アメリカ法の下では（あるいは、より厳密にいて、前掲のニュー・ヨーク州判例の下では）、単なる善管注意義務違反による売却の結果生じた損害については、売却時を基準時とする賠償額の算定がなされるのに対し、忠実義務違反が加わるような信

託違反については、判決時を基準時とする算定を行って、より重い責任を課している（もちろん、この場合、市場価格の上昇する局面が想定されており、以下の議論もそれを前提とする）。

同様に、わが国においても、信託違反の態様に応じて、損失填補の内容を吟味するような方向性が考えられてよい。

第二に、そのことは、わが国で認められる「復旧」と「損失填補」の関係についても、新たな視角を提示するであろう。四宮教授がいうように、復旧とは「不法行為の救済手段として例外的に認められることのある広義の「原状回復」で、行為がなかったら判決時までにおそらく展開されたであろう諸関係と経済的に等価値であるような状態を招来するすべての場合を含」み、「例えば、株式を失権させた場合に同種の株式を買い取って信託財産とする、土地を不当に処分した場合に相当の土地を買い取って信託財産とする」(8)ことだとすれば、それはまさに、判決時における損害賠償に対応すると考えられる。

すなわち、判決時における損害賠償として、その時点での株式価額、または土地価額をえることができるなら、信託違反をするような受託者にわざわざ購入させるまでもなく、請求者である受益者その他が、受託者から得た賠償額でただちにそれらを購入し、信託財産に繰り入れることでも十分である。要するに、「現物による原状回復」(9)は、経済的にみて判決時を基準時として算定された損害賠償と等価である。

では27条のいう「損失填補」とは何か。この点につき、四宮教授は、復旧が損失填補の次におかれてあることに言及し、第一次的な救済は損失填補であり、「復旧が合理的である場合に限って」(10)、また復旧が「社会観念上可能で」(11)ある場合において認められるとする。

だが、損失填補の内容と復旧の内容との関係は、これだけでは必ずしも明確ではない。

本稿で前提としてきたように、信託違反時と判決時における信託財産の価額を比べて、後者が高いとすると、復旧（現物による原状回復）が認められるのは、判決時を基準に算定する損失填補が認められる場合で、かつ復旧が「社会観念上可能で」ある場合でなければならぬだろう。

言い換えれば、もしも上記第1点として述べたように、信託違反の態様に応じて、損失填補の内容を吟味するような方向性が、わが国においても考えられるとすれば、「復旧が合理的である場合」とは、単に現物回復が実際上可能だということにとどまらず、重大な

信託違反に対応するような場合でなければならないことになる。

アメリカの第2次信託法リステイメントは、この点を次のように明記する(12)。

「現物による回復 (specific reparation) が合理的か否かを各断する要素としては、以下のようなものがある。(1)信託の目的にとって当該財産がどれだけ重要か、(2)その価値に対し合理的な価額で、当該財産または似たような財産を得ることのできる実際の可能性、(3)受託者が当該財産を売却したことについての非難可能性の程度」。

なお、このロスコー判決の分析においては、これまで絵画の市場価値が上昇したことを前提に議論してきたが、市場価値が下落する局面では、アメリカにおいても、異なる問題が提示されるように思われる。だが、その説明のためには、信託法リステイメントの規定にふれる必要があり、次節では、第2次および第3次の信託法リステイメントの関連規定を素材にして、わが信託法への示唆をさらに探ることとする。

III 信託法リステイトメント

1 第2次リステイトメント

アメリカの第2次信託法リステイトメントは、受託者の信託違反に対する責任につき、次のような規定をおいていた⁽¹³⁾。

§205 信託違反に対する責任（第2次リステイトメント）

受託者が信託違反をおかした場合、受託者は次の責任を負う。

- (a) 信託違反によって信託財産の価値に生じたすべての損害または減価に対する賠償。または、
- (b) 信託違反によって受託者が得たすべての利益の返還。または、
- (c) 信託違反がなかったならば信託財産に生じていたであろうすべての利益の賠償。

この205条に付されたコメントによれば、受託者の信託違反に対し、受益者は、以下の三つの救済の選択肢を有する⁽¹⁴⁾。

第一は、信託財産を、信託違反の前の状態に復帰させるような内容の賠償。第二は、受託者が信託違反によって得た利益を吐き出させるような内容の賠償。そして第三が、受託者に信託違反がなく、きちんと信託財産の運用をしていれば実現していたであろうような状態をもたらすような内容の賠償。

アメリカ法においては、信託法は、不法行為法とも契約法とも独立の別個の領域とされているが、これら3つの内容の損害賠償は、アメリカ契約法における信頼利益の賠償（契約締結以前の状態への復帰を内容とする賠償）、原状回復利益の賠償（契約違反者の不当利得を吐き出させるための賠償）、そして履行利益の賠償（契約が履行されたならば得られたであろうと考えられる利益の賠償）に、それぞれ対応するものと考えられる⁽¹⁵⁾。そこで、以下においては、信託違反の場合にはややそぐわない語感もあるが、あえてその用語を借用し、上記の(a)にあたる賠償を信頼利益の賠償、(b)を原状回復利益の賠償、(c)を履行利益の賠償と呼ぶ。

リステイトメントはこれらを次のように例示する。

- (a) 信頼利益の賠償— Aは、Bを受益者とし、甲地を信託財産とする受託者である。

信託条項によって甲地を売却することが義務づけられており、それを1万ドルで売

却したが、注意して売却すれば、1万2,000ドルで売却できるはずだった。Aは受託者として2,000ドルの賠償責任を負う。

ただし、その後、甲地が1万5,000ドルに騰貴していたとしても、Aの責任は2,000ドルまでである(16)。

(b) 原状回復利益の賠償－Aは、Bを受益者とし、10万ドルの信託財産を有する。信託条項に違反して、Aは、そのうちの1万ドルを投機的な株式に投資し、たまたまそれがあたって2万ドルで売却した。Aは、2万ドルにつき賠償責任を負う(17)。すなわち、信託財産にあけた欠損である1万ドルではなく、もうけを含めた2万ドルを賠償することを要する。

(c) 履行利益の賠償－Aは、Bを受益者とし、株式を信託財産とする受託者である。信託条項により、株式は売却してはならないとされているにもかかわらず、Aはこれを1万ドルで売却した。判決時において、株式は1万2,000ドルに騰貴しており、Aは1万2,000ドルの損害賠償責任を負う(18)。

ここで、リステイトメントのコメントは、「受益者はその救済について選択肢をもちうる」(the beneficiary may have the option) という表現を用いているが、それは受益者の選択が必ず通るという趣旨ではない。アメリカ法においては、救済の場面での裁判所の裁量の範囲が広い上に、とりわけ信託法のようなエクイティとよばれる判例法の分野においては、受益者の権利は、裁判所の裁量の下で行使されるとされてきたからである。

2 第3次リステイトメント

1990年5月、アメリカ法律協会(American Law Institute)は、第3次信託法リステイトメントを採択した(19)。

ただし、これにより第3次リステイトメントの策定作業が完了したということではない。「思慮ある投資家のルール」(Prudent Investor Rule)という副題が示すように、信託財産の投資に関する受託者への指針となる基本原則の改正の部分(227条、228条、229条)だけが先行して採択・公表されたものであり(20)、全体の改訂作業はなお進行中である。

しかしながら、上記3箇条だけではなく、その改正に伴って変更が求められる関連条文についても最低限度の改正がすでに施されており、その中に、信託違反に関する受託者の

責任を定める条項、すなわち前述の205条が含まれている点が、本稿との関連では、特に注目すべきことからである。

新しい205条は以下のようになっている。

§205 信託違反に対する責任（第3次リステイトメント）

受託者が信託違反をおかした場合、受託者は、

(a) 信託違反によって生じた、信託に帰属せしむべき利益のすべてにつき、責任を負う。

または

(b) 信託財産本体とそこからの収益価値につき、信託の運用が適切になされていたのであれば実現した状態をもたらすような金額につき賠償責任を負う。

これに加えて、受託者は、信託違反によって受託者が個人的に利益を得ることを妨げるような責任に服する。

そこで問題は、第2次リステイトメントと新たな第3次リステイトメントの規定では、何が変わったのか、そしてそれはなぜかということである。

まず、先の条項（以下、新条項という）を「受託者が……」以下を前段、「これに加えて……」以下を後段と表記すると、後段が、第2次リステイトメントの205条（以下、旧条項という）(b)項と照応し、原状回復の利益に関し規定していることは明らかである。ただし、旧条項が三つの選択肢の一つという位置づけを与えていたのと比べると、ここでは前段における救済に重疊的に加わるものとされている。

受託者が信託財産の運用から不当な利益を得ることは、何としても防がねばならないという観点からすれば、新条項の定めの方が合理的である。旧条項においては、少なくとも文言上、たとえば受益者が(a)の救済を選択し、裁判所もそれを認めれば、受託者は信託違反以前の状態に信託財産を戻し、かつ何らかの利益を自らに留保することも可能だったからである。

次に、新条項の前段(a)項は、その意味が文言上必ずしも明確でないが、そのコメントで、受益者は信託違反の取引を追認することが可能であり、そうした場合には、有効な取引として、受託者は、それに伴う信託財産への利益を確保する責任があるという趣旨だと明記されている(21)。

このような条項は、旧条項には存在しなかった。だが、ある意味では当然のことであって、第3次リステイトメントで、受益者による追認の可能なことが初めて認められたというわけではない。

第三に、前段(b)項は、明らかに、旧条項の(c)項と対応し、いわゆる履行利益の賠償を規定する。信託違反がないだけでなく、適切な運用がなされていた場合を想定し、その状態をもたらすような利益の賠償を受託者に義務づけているわけである。

とすれば、旧条項と新条項を比較して気づく点は、いわゆる信託利益の賠償に関する規定が無くなっているということである。信託財産を、信託違反の前の状態へ復帰させるような内容の賠償につき、選択肢が削除されたのはなぜか。

第3次リステイトメントにおける受託者の賠償責任に対する考え方を、起草責任者たるホールバック教授は、「損失の総合収益 (total return) 指標」と呼んでいる。しかも、彼は、これが「責任の問題に関する記述の中で最も重要な変更」であるにもかかわらず、「驚くべきことに、プルーデント・インベスター・ルールの検討過程で、その草案につき助言を得、検討を加え、承認をうる各段階を通じ、ほとんど論議を呼ぶことがなかった」(22)と述べる。そこで、まずホールバック教授の説明を聞く必要がある。

3 改正点の一

カリフォルニア大学バークレイ校ロー・スクールのホールバック教授は、今回の第3次信託法リステイトメント改訂作業の総責任者の地位にある。彼は、プルーデント・インベスター・ルールを宣明する部分が承認された後、今度の改正の趣旨を、別に論文の形で公表している(23)。

それによれば、信託違反の場合の受託者の賠償責任について、第3次リステイトメントにおいては、2つの重要な改正がなされた(24)。

第一に、受託者が複数の信託違反をおかした場合で、一つの信託違反行為からは信託財産に損害を与えたが、別の信託違反行為からは利益をあげたときには、従来の第2次リステイトメント213条は、原則として、利益をあげた部分はそのまま信託財産に帰属し、損失を与えた部分は受託者が賠償する責任を負うとしていた。受託者の責任を厳しく解し、損益相殺のような考えを否定していたのである。

理由づけとしては、もしも損益相殺を認めれば、いったん信託違反行為で損害を出した

受託者は、その損失を埋めるべく、さらに信託違反を重ねることになりかねないということがいわれた。ただし、信託違反行為が複数というよりは同一のものとみなされる場合には、損益相殺を認めており、この場合には、信託違反を重ねるインセンティブがないということが正当化理由としてあげられた。

新たな第3次リステイトメント213条は、条項の規定自体、ほとんど変わらない。しかしながら、そのコメント部分は、大幅に書き換えられた(25)。

ここでは、端的に旧条項と新条項で掲げられた設例を比較する。

◇旧213条 設例1(26)

Aは、Bを受益者とし、信託財産1万ドルを有する受託者である。信託条項により、この金銭は債券に投資するよう義務づけられていた。ところが、Aは5,000ドルをX会社の、残り5,000ドルをY会社の株式に投資した。X会社の株式は無価値となったが、Y会社の株式は騰貴し、1万ドルで売却することができた。受益者Bは、Aに対し、X会社の株式を購入した信託違反を理由に5,000ドルを請求することができる。さらに、Y会社の株式購入で得た収益は信託財産に繰り入れるよう求めることができる。

要するに、受託者は厳しい責任を問われたのである。ところが新条項の設例は以下のようなものである。

◇新213条 設例1(27)

受託者Tは、受益者Bが25歳になるまで、15万ドルを信託財産として運用する。信託条項では、債券と定期預金によって運用するよう義務づけられている。Tは、10万ドルは適切に運用したが、残りの5万ドルは株式に投資した。1年後に株を売却すると、4万5,000ドルにしかならなかった。受託者に対する賠償請求訴訟において、5万ドルを適切に運用していれば、6,000ドルの利益が上がっただろうということが認定された。適切に運用した10万ドル分からは、1万2,000ドルの収益があった。受託者Tは、不適切な投資をしたことによる損失として1万1,000ドルの賠償責任と、その他の適切な投資から得た1万2,000ドルにつき、信託財産に帰属させる責任を負う。

◇新213条 設例7(28)

受託者Tは、受益者Bが25歳になるまで、10万ドルを信託財産として運用する。信託条項では、財務省債券によって運用するよう義務づけられている。大半の金銭はその通り運用したが、1万ドルをX会社の、さらに別の1万ドルをY会社の株式に投資した。信託終

了時点において、X会社の株式は損失を出したが、Y会社の株式からは収益を得た。

X株からの損失がY株からの収益を上回った場合、受益者Bは、この二つの投資からの純損失につき、Tに賠償を求めることができる。逆に、Y株からの収益がX株からの損失を上回った場合には、受益者Bが、Tに請求できるのは、純益について信託財産に組み入れるよう求めることだけである。これらの場合には、このような処理をしても、受託者による複数の信託違反を惹起するような効果をもつ可能性は少ないので、これら二つの信託違反は、それぞれ独立したものとしては取り扱わない。

新条項の設例7と旧条項の設例1を比べるならば、一見して、結論が逆になっていることがわかる。X会社の株式購入とY会社の株式購入という二つの信託違反が、新条項では、同一の違反とみなされて（あるいは少なくとも、これ以上信託違反を重ねさせるようなインセンティブを与える別個の信託違反とはみなされず）、その結果、損益相殺が許されている。

しかし、逆に新条項の設例1を見ると、信託違反に対する損害は、単に違反行為に用いられた金額ではなく、それが適切に運用されていたならば得たであろう収益を含めた損失ということになっている。ここでも、単に信託違反前の状態に復帰させる信託利益の損害ではなく、適切な運用がなされていたならばもたらされた状態を実現するような、いわゆる履行利益の賠償が求められているのがわかる。

だが、その点はすぐ後に再度ふれることにして、ここでは、条項の文言自体に変化はないにもかかわらず、コメントにおける注釈の変更という形で、複数の信託違反の際の受託者の責任を、従来よりも軽くしていることに注目すべきである。

ホールバック教授も、次のように述べてそれを認める。

「第213条に付された注釈は、この規定の対象となる『損失』や『利益』について、前のリステイトメントよりも注意深く定義しようとしている。それはまた、違反が別々のものとして取り扱われる場合を明確にし、一般的にはより広く同一のものとみなそうとしている。その目的は、誠実な違反に対して不必要に懲罰的な取り扱いをすることを避けると同時に、違反の区別を、相殺禁止ルールを支える政策の趣旨に対応させようとするものである。この努力の一部として、新しい注釈は、複数の違反が別個のものとして取り扱われるべきか否かを決定するにあたって有益となるような要因について記述し、利益による損失の相殺を認めることが複数の違反の発生を助長するのではないかとの政策判断的な懸念に

これらの要因を関連づけている」(傍線は私が加えたもの)(29)。

4 改正点の二

今次のリステイトメント改正で行われたもう一つの重要なポイントが、賠償の内容に関する基本的な考え方である。しかも、先にホールバック教授の指摘として紹介したように(30)、この点が、審議の過程でほとんど注目されなかったことは興味深い。

ホールバック教授は、新たな考え方を「損失の総合収益 (total return) 指標」と呼んでいる。彼によれば、

「伝統的な政策と異なり、第3次リステイトメントは、プラスにせよマイナスにせよ、不適当な投資行動に対する受託者の賠償責任を総合的なリターンとの関連において算定するものとしている。そしてそれは、ほとんどの局面において、適切な投資行動をしていれば合理的に期待されたであろう利益または損失との比較で増減するような損害回復を許している。プルーデント・インベスター・ルール³¹の主要な目的は、受託者が不適切な投資計画を採用し受託者義務の重要な点を怠った場合、市場が上昇局面で信託財産は利益を得るべきであったのに得ることができなかつたのであるから、単に名目価値の損失を避けたというだけでは責任を免れないことを明確にすることにある」(31)。

要するに、信託違反の場合の賠償の範囲は、信託違反前の状態を基準とするのではなく、適切に運用していれば実現したであろう状態を基準に、損失の有無を判断することである。本稿の言葉でいうなら、履行利益の賠償が原則だということでもある。

したがって、市場が上昇局面にある場合、受託者は、不適切な投資方法によりながらも一定の収益はあげたが、実は、適切な投資をしていれば、より大きな収益があげられたはずだと認定されると、その分について責任を問われることになる。さらには、前掲の213条の設例1に見るように、不適切な投資によって、それに向けられた金銭をすべて失った場合、その金額のみならず、適切な投資をしていれば得たであろう金額まで上乗せして、賠償責任を負うことになる。

従来からこのような考え方は存在した。しかし、必ずしも実際にこのようなルールが貫徹できなかったのは、適切な投資をしていればどれだけの収益があがったのかという問いに、答えることが難しかったからである。この損害は、推測に基づくもの (too speculative) で、原告の立証責任を十分に満たすものとはいえないと考えられることが多かった

(32)。

ところが、モダン・ポートフォリオ・セオリーと呼ばれる投資理論の発展によって、このような考えに基づく損害の算定が、十分に可能とされるようになってきた。この傾向は、

「今日の金融界の公正かつ適切な実績データが利用可能になったことにより、いっそう促進されるものであり、その証拠として、ここ数年、意欲的な裁判所は損害を算定するにあたり統一的な方法をとってそれを実際に実行しうることを示してきた。理論的には、そうした拡張は、信託財産や受益者を、信託が正しく管理されていたとすればそうになっていたであろう立場に復帰させるという伝統的に公言されてきた目的に合うものである」
(33)。

では、第2次リスティメントに比べて、受託者の責任が重くなったのだろうか？

結論からいえば、必ずしもそうとはいえないように考えられる。

第一に、従来の第2次リスティメントにおいても、いわゆる履行利益の賠償を求めることは可能だった。受益者が選択肢(c)項を選び、裁判所もそれを認めるなら、このような救済は従前の体制の下でも、十分に可能だったのである。

そこで、むしろポイントは、信託違反前の状態に復帰させるような内容の救済、いわゆる信頼利益の賠償という選択肢が消えたことの意義である。

それには、市場の上昇局面ではなく、下降局面の事例を考えてみるのがよい。たとえば、受託者が、債券への投資を義務づけられていたにもかかわらず、1万ドルを株式に投資して、5,000ドルの損失を出してしまったとする。この時、債券市場も不況で、仮に債券市場で運用しても5,000ドルの損失が出たはずだと認定されるなら、第3次リスティメント205条の立場では、受託者の賠償責任は無いことになる。

だが、第2次リスティメントの205条においては、受益者が選択肢(a)項を選択して、信頼利益の賠償を求めたとすれば、5,000ドルの賠償が認められる可能性がある。

新条項は、この可能性を排除したのである。ホールバック教授も次のようにいう。

「トータル・リターン・アプローチは市場上昇局面において受託者を免責しないと同時に、市場全体の下落局面において過度に厳しい措置から受託者を守るものである」(34)。

このアプローチは、市場の上昇局面においても、下降局面においても、同様に適用されるものであり、理論的に首尾一貫しており、かつ公正であるように見える。しかしなが

ら、市場の上昇局面において、信託違反があってもそれなりに一定の収益があげられている場合と、市場の下降局面で、実際に損失が出ている場合を比較すると、信託違反を追及する受益者のインセンティブは、相当に異なるといわざるをえない。

結局、理論的な説明はともかくとして、従来の第2次リステイトメント205条の立場よりも、新条項は、受託者を保護する傾向にあると考えられる。

IV おわりに

本稿においては、ロスコー事件という1977年のニュー・ヨーク州最高裁判決を紹介し、そこからわが信託法における受託者の責任を考えるに際して、何らかの示唆を得ようとした。さらに、第2次から第3次への改訂作業が進む信託法リステイメントの一端を紹介し、その方向を分析した。

ロスコー判決は、現在もなお、有効な判例だと思われるが、もしも絵画の市場（あるいはロスコーの絵画）が判決時までにはどんどん値下がりが続いているような場合であれば、新たな第3次リステイメントの下では、1977年当時とは異なる結論が出されたかもしれない。

いずれにせよ、これらの判決やリステイメントで問題にされたことは、わが国における同種の問題においても、まさに問題となりうるものである。

その解決の方向が、アメリカ法のそれと同様なのか、あるいは別異のものか、この後の議論の発展を期待したい。

〔注〕

- (1) 四宮和夫『信託法』282—283頁（新版、有斐閣、1989年）。
- (2) 四宮、前掲注(1)279頁。
- (3) 四宮、前掲注(1)283頁。
- (4) 四宮、前掲注(1)283頁。
- (5) Matter of Rothko's Estate, 372 N.E. 2d 291 (N. Y. 1977).
- (6) See, e. g., George Gleason Bogert et al., Cases and Text on the Law of Trusts 415 n.7 (6th ed. Foundation Press 1991).
- (7) 3 Scott, Trusts § 208. 6, at 1689-1690 (3d ed.1967). See also, Restatement (Second) of Trusts § 205 Comment d.
- (8) 四宮、前掲注(1)284頁、注(1)。
- (9) 四宮、前掲注(1)283頁。
- (10) 四宮、前掲注(1)281頁。
- (11) 四宮、前掲注(1)283頁。
- (12) Restatement (Second) of Trusts § 208 Comment e (1957).
- (13) Restatement (Second) of Trusts § 205.

- (14) Restatement (Second) of Trusts § 205 Comment a.
- (15) これら三つの利益の意義と分析につき、樋口範雄『アメリカ契約法』第4章(弘文堂・1994年)。
- (16) Restatement (Second) of Trusts § 205 Illustration 8. 前述のロスコー事件の遺言執行者は、この但書きの部分に依拠したわけである。
- (17) Restatement (Second) of Trusts § 205 Illustration 10.
- (18) Restatement (Second) of Trusts § 208 Illustration 2.
- (19) See Restatement (Third) of Trusts: Prudent Investor Rule (published in 1992).
- (20) 参照、早川眞一郎訳『米国信託法上の投資ルール』(学陽書房・1996年)。
- (21) Restatement (Third) of Trusts: Prudent Investor Rule § 205 Comment a (1990).
- (22) 樋口範雄監訳・解説/ニッセイ基礎研究所プルーデント・マン・ルール研究会訳「エドワード・C・ホールバック/信託法第3次リステイメントにおける信託投資法」(I)文研論集108号195頁、(II)109号181頁、引用部分は203頁(財団法人生命保険文化研究所・1994年)。
- (23) Edward C. Halbach, Jr., Trust Investment Law in the Third Restatement, 77 Iowa L. Rev. 1151-85 (1992); 27 Real Property, Probate & Trust J. 407-65 (1992). (この翻訳が前掲注(22)の文研論集掲載のものである。以下、引用は、翻訳の方で行う)。
- (24) ホールバック、前掲注(22)109号202頁以下。
- (25) Restatement (Third) of Trusts: Prudent Investor Rule § 213.
- (26) Restatement (Second) of Trusts § 213 Illustration 1.
- (27) Restatement (Third) of Trusts: Prudent Investor Rule § 213 Illustration 1.
- (28) Restatement (Third) of Trusts: Prudent Investor Rule § 213 Illustration 7.
- (29) ホールバック、前掲注(22)109号202-203頁。
- (30) 前掲注(22)に対応する本文。
- (31) ホールバック、前掲注(22)109号203頁。
- (32) ホールバック、前掲注(22)109号203頁。
- (33) ホールバック、前掲注(22)109号204頁。
- (34) ホールバック、前掲注(22)109号204頁。

アメリカ信託法における受託者の の権限委任 (delegation)

早川眞一郎

目 次

はじめに

I かつてのルール：non-delegation rule

1. non-delegation rule の内容および根拠
2. non-delegation rule の下での delegation

II pro-delegation rule への転換

1. delegation の必要性
2. delegation を認めるルールの成文化

おわりに

はじめに

アメリカの信託法においては、受託者が自らの権限の行使を第三者に委任することの可否をめぐることは、近時、大きな変化が見られる。すなわち、受託者によるこのような権限委任 (delegation) は、かつては原則として禁じられていたが、これに対して最近では delegation をより広く認める方向へとアメリカ信託法が動いてきているのである。この小稿においては、non-delegation から pro-delegation へとこのような変化を概観することにした(1)。

I かつてのルール：non-delegation rule

1 non-delegation rule の内容および根拠

信託の受託者は、その任務を自らの手で執行すべきであり、受託者としての任務の執行を第三者に委任する (delegate) ことは許されないというのが、アメリカ信託法のかつての原則であった。この原則は、non-delegation rule と呼ばれている。

アメリカ法律協会 (American Law Institute) が1957年に作成した第2次信託法リステイメント(2)は、その171条においてこの原則を次のようにまとめている(3)。

Restatement (2nd) of Trusts Sec.171

The trustee is under a duty to the beneficiary not to delegate to others the doing of acts which the trustee can reasonably be required personally to perform.

受託者は、自ら行うのが相当な行為の実行を他人に委任しないという義務を、受益者に対して負う。

それではなぜ、従来の信託法においてはこのような non-delegation rule がとられていたのか。この non-delegation rule の根拠としては、一般に、次のような点が指摘される。

第1の根拠は、受託者は裁判所の許可なしに辞任することはできないという信託法上のルールとの関係である。すなわち、伝統的に、受託者が交代する場合には、関係当事者への通知など必要な手続きをきちんと踏み、無用の混乱が生じないような方法でその交代が実

現されるよう、裁判所の許可という要件が要求されている。ところが、受託者が形式的に受託者にとどまりつつ実質的には第三者に受託者の仕事を全面的に委任することができる」とすると、右のような要件を容易に潜脱できることになってしまう。そこでそのような潜脱を防ぐために、non-delegation ruleが採られているのである(4)。

第2の根拠は、委託者が信託を設定するに際しては、受託者の人柄や能力を信頼するがゆえに財産を託することを決めることが少なくない、という事情である。すなわち、受託者その人のパーソナリティに着目して信託を設定したのに、受託者が自ら任務を遂行してくれないのでは、信託設定のそもそもの目的が達成されないという点からも、non-delegation ruleは根拠づけられる(5)。

第3の根拠は、delegationにともなう費用の問題である。すなわち、受託者が本来受託者のおこなうべき任務の一部を第三者に委任すると、その第三者に支払う報酬等が信託財産から支払われることになり、その分だけ信託の運営管理に要する費用が大きくなることになる。信託法上、受託者は合理的な費用のみを支払うようにすべき義務を負うとされているが、delegationは受託者のこのような義務に反するおそれがあるということも、non-delegation ruleの根拠とされているのである(6)。

2 non-delegation rule の下での delegation

ところで、non-delegation ruleの下でも、受託者の任務を第三者に委任することが一切禁じられていたわけではなく、一定の任務については委任が認められていた。

たとえば、non-delegation ruleを定式化した第2次信託法リステイメント第171条は、前述のように、受託者が「自ら行うのが相当な行為の実行 (the doing of acts which the trustee can reasonably be required personally to perform)」を他人に委任することを禁じているのであって、それ以外の行為については委任ができることを前提としている。

そこで、どのような行為についてdelegationが禁じられ、どのような行為についてdelegationが認められるのかが、問題となる。第2次信託法リステイメント(第171条に関するコメント)は、この点につき、明確な一般的基準は示さずに、判断にあたって考慮すべきファクターをいくつか例示するとともに、いくつかの行為のタイプにつきdelegationの可否等を簡単に考察するとどめている。

すなわち、第1に、考慮すべきファクターに関し、ある行為について delegation が認められるか否かを判断する際に、その行為にどの程度の裁量の行使が必要となるか、その行為の対象となる財産がどの程度の価額でありどのような性質のものであるか、またその財産が信託財産の元本であるかそれとも収入であるか、その行為に必要な専門的能力や体制を受託者自身が有しているか否かなどを考慮すべきであるとする(7)。

リステイトメントは、第2に、具体的な行為のタイプをめぐっては、①他人から助言を受けること、②財産の売却・賃貸・改良、③投資、④同様の立場にある他人（他の信託の受託者など）との協力などについて、簡単に論じている。本稿の観点からとくに興味深いのは、このうち①と③である。①について、リステイトメントは、「受託者は他人に対して delegation をすることは許されないが、他人に相談をし助言を受けることは、受託者自らが最終的な判断を下すのであれば、許される」(8)、という。また③について、リステイトメントは、「受託者は、投資を選択する権限を他人に委ねることはできない」(9)と述べる。

第2次リステイトメントのルールの下では、以上の説明からもわかるように、信託財産の投資に関しては、受託者は、他人に投資の選択を委ねることはできないが、他人から助言を受けてそれにしたがって投資をしても（最終的な判断を受託者自身がしているのであれば）かまわないことになっていた。そこで、実際には、受託者は、投資顧問等の専門家に投資選択に関する助言をしてもらって、受託者自身の判断によってその助言にしたがった投資をおこなうということが広く行われていた。これは、たしかに、受託者自身の独立の判断を経るという形をとっているため投資権限の delegation にはあたらないが、実質的にみれば、投資に関する専門的知識を有しない受託者は、投資顧問の「助言」について独立の適切な判断を下すことはできないため、その助言をそのまま受け入れることになりがちであり、投資について事実上の delegation がおこなわれるのと同様の状況をもたらしていた(10)。

また、non-delegation rule は、信託法上の他の多くのルールと同様、信託設定にあたって当事者（信託設定者）が反対の意思を表明し当該信託の信託条項に反対の趣旨が定められた場合には、その信託については適用されない。したがって、delegation を認める信託条項を有する信託については、non-delegation rule の下でも delegation が許されていたことに注意する必要がある。

II pro-delegation rule への転換

1 delegation の必要性

さて、近年アメリカ信託法においては、かつての non-delegation rule を見直して、delegation を認めようとする動きが活発になってきている。この動きの背景をなす事情としては、どのような財産が信託の対象となるかが時代とともに変化してきたこと、および、それにともなって受託者の仕事（とりわけ信託財産の投資という仕事）が複雑化・専門化してきたことを指摘することが可能であろう。すなわち、かつては信託の対象の典型は家産としての不動産であり、この不動産を家族の内部において伝えてゆく手段として信託が利用されることが多かった。このようなタイプの信託においては、受託者の仕事もそれほど複雑ではなく信託財産の管理・運用について高度の専門的知識が要求されることもなかった。ところが、近年の経済的・社会的変化にともない、信託の対象たる財産は、株式・債券等の有価証券（金融資産）へとその重点を移してきた。つまり、受託者の任務のなかでも、有価証券への投資という複雑で専門的知識を要するものが重要な地位を占めるようになってきたのである⁽¹¹⁾。

このような状況のもとで、受託者が、その任務（とりわけ信託財産の投資という仕事）を遂行するにあたって、専門家に delegation をすることを認める必要性が強く認識されるようになってきた。もちろん、non-delegation rule の下でも、先に見たように、助言を受けるといって専門家の助力を受けざるを得ない道はあるが、そこではあくまでも受託者が最終的に独立の判断をするという建前がとられているため、投資の適否が訴訟において争われた場合には、《受託者が独立の判断をしたか否か》が争点となる。しかし、実態を直視すれば、このような場合に本当に問題とすべきは、《受託者が投資専門家の選定・監督にあたって適切な注意義務を果たしたか否か》であろう⁽¹²⁾。つまり、現在のように、投資等について受託者が専門家に任せざるをえない状況においてもなお non-delegation rule を貫こうとすれば、論ずべき真の問題が正面から論じられないという欠陥が生じることになる。そこで、それよりもむしろ、delegation を認めようとして受託者の責任を論じる方が適切であると考えられるようになったのである。

2 delegation を認めるルールの成文化

このような事情を背景にして、近年のアメリカ信託法においては、受託者からの delegation を認める方向のルールが、制定法（ないしそれに準じる成文ルール）によって導入されてきており、その一応の到達点が、1992年に公表された信託法第3次リステイメント（Restatement Third of Trusts）と、1994年に作成された統一プルーデント・インベスター法（Uniform Prudent Investor Act）であるといえよう。そこで、以下では、この1990年代の2つの成文ルールと、そこにいたるまでのいくつかの成文ルールをとりあげて、non-delegation rule から pro-delegation rule への動きをたどることにしよう。

まず、1990年代にいたるまでに pro-delegation rule を導入しようとした成文ルールとしては、Uniform Trustees' Powers Act 1964、Uniform Management of Institutional Funds Act 1972、および ERISA（Employee Retirement Income Security Act）の3つをあげることができる。

第1の Uniform Trustees' Powers Act 1964 は、受託者の権限について定める統一法(13)であるが、専門的なサービスに関して non-delegation rule を廃し、受託者が、弁護士、会計士、投資顧問等を雇い、彼らの助言について受託者が独立の検討を加えずに従うことなどを認めた（Section 3(24)）(14)。この統一法は広く採用されたわけではないが（採用したのは16州であった(15)）、non-delegation rule を定めた第2次信託法リステイメント作成からも間もない時期に、pro-delegation rule をうちだした成文ルールとして重要な意味を持つ(16)。第2の Uniform Management of Institutional Funds Act 1972 は、慈善団体の評議会（これは受託者と同様、受託者（fiduciary）である）が、投資に関する仕事を外部の投資顧問等に委任することを認めた（Section 5）(17)。この統一法は、30を超える州で採用された(18)。第3の ERISA（Employee Retirement Income Security Act）は、年金基金の運用を規律する連邦法であるが、巨大で複雑な年金基金の運用にあたっては、投資に関するきわめて専門的な知識と能力が必要であることに鑑み、資産の運用・取得・処分を投資マネージャーに委任することを正面から認めた（Section 403(a)(2)）(19)(20)。

さて、以上のような状況の下で、1990年代にはいると、第3次信託法リステイメントと統一プルーデント・インベスター法によって、受託者からの委任について pro-delegation rule が採用されることになった。

第3次信託法リステイメントは、第171条において次のように規定する。

Restatement (3rd) of Trusts Sec.171

A trustee has a duty personally to perform the responsibilities of the trusteeship except as a prudent person might delegate those responsibilities to others. In deciding whether, to whom and in what manner to delegate fiduciary authority in the administration of a trust, and thereafter in supervising agents, the trustee is under a duty to the beneficiaries to exercise fiduciary discretion and to act as a prudent person would act in similar circumstances.

受託者は、ブルーデント・パーソンであれば受託者としての任務の執行を他人に委任するであろうような場合を除いて、自らその任務を執行する義務を負う。信託の管理に関する受託者としての権限を委任するか、誰に委任するか、どのような委任をするかを判断するに際して、また委任した場合に受任者を監督するに際して、受託者は、受託者としての裁量を行使し、同様の状況においてブルーデント・パーソンがとるであろうような行動をする義務を、受益者に対して負う。

1992年に公表された第3次信託法リステイメントは、受託者の投資に関する規定を刷新し、いわゆるブルーデント・インベスター・ルールを導入しようとするものであるが(21)、この第171条は、その一環として、受託者から第三者に対する delegation についても、ブルーデント・インベスター（パーソン）という概念を用いた処理を導入しようとしている。第2次リステイメントと比較すると、この第3次リステイメント第171条による新しいルールの特徴は、次のような点にある。

第1に、第2次リステイメントが基本的に delegation を禁じる non-delegation rule を採っていたのに対し、第3次リステイメントは、ブルーデント・パーソンが delegation をするであろう場合には delegation が許され、場合によっては delegation をすることが要求されることさえあるとしており(22)、はっきりと pro-delegation rule へと方向転換している。そして、delegation が許されるか否かの判断にあたって第2次リステイメントにおいて重要な役割を与えられていた、非裁量的 (ministerial) な行為か裁量的 (discretionary) な行為かという区分は、第3次リステイメントではもはや維持されていない。すなわち、第3次リステイメントによれば、「第三者に委任される受託者の権限の内容は、非裁量的 (ministerial) と呼ばれる行為に限定されるわけではない。

また、ある行為をするのに判断力または裁量の行使が相当程度必要であるからといって、その行為を委任することが禁じられるわけでもない。」⁽²³⁾とされる。

第3次リステイトメントの第2の特徴は、delegationに関する受託者の判断や行為について、信託関係 (fiduciary relations) に基づく規律が及ぶという点にある。すなわち、受託者は、delegation をするか否かを判断するにあたり、また、受任者を選定したり受任者の行為を監督したりするにあたって、受託者の裁量にもとづいてブルーデント・パーソンとして行動することになる。そして、その行動に際して裁量権の乱用があったか否かが訴訟においては問われるのである⁽²⁴⁾。

1994年に作成された、統一ブルーデント・インベスター法 (Uniform Prudent Investor Act)⁽²⁵⁾は、delegation を扱う第9条において次のように規定する。

Uniform Prudent Investor Act, Sec.9

- (a) A trustee may delegate investment and management functions that a prudent trustee of comparable skills could properly delegate under the circumstances. The trustee shall exercise reasonable care, skill, and caution in
- (1) selecting the agent;
 - (2) establishing the scope and terms of the delegation consistent with the purposes and terms of the trust; and
 - (3) periodically reviewing the agent's actions in order to monitor the agent's performance and compliance with the terms of the delegation.
- (b) In performing a delegated function, the agent owes a duty to the trust to exercise reasonable care to comply with the terms of the delegation.
- (c) The trustee who complies with the requirements of subsection (a) is not liable to the beneficiaries or to the trust for the decisions or actions of the agent to whom the function was delegated.
- (d) By accepting the delegation of a trust function from the trustee of a trust that is subject to the law of this State, an agent submits to the jurisdiction of the courts of this State.
- (a) 受託者は、投資および運用に関する任務のうち、自己と同程度の技能を有す

るブルーデントな受託者であれば他人に委任することが適切であるようなものを、他人に委任することができる。受託者は、次の行為に際して、合理的な注意、能力、および配慮を尽くさなければならない。

- (1) 受任者を選定すること
 - (2) 当該信託の目的および信託条項に適合する委任の範囲および条件を定めると、および
 - (3) 受任者がどのような成果をあげているかということや委任の条件を遵守しているかということをチェックするために、定期的に受任者の行為を審査すること
- (b) 委任された任務を執行するにあたって、受任者は、その委任の条件に従うよう、合理的な注意を尽くす義務を当該信託に対して負う。
- (c) 受託者は、(a)項の定める要件を満たしている場合には、委任を受けた受任者の行って決定および行為に関して、受益者または当該信託に対して責任を負わない。
- (d) 受任者は、この州の法律に従う信託の受託者から信託に関する任務を受任することにより、この州の裁判所の管轄権に服する。

この統一ブルーデント・インベスター法も、第3次信託法リステイメントと同様、受託者が信託財産を投資するに際してのルールをブルーデント・インベスターという概念をキーにして刷新しようとする試みであり、delegation についても上記のように pro-delegation rule を導入している。すなわち、delegation をするか否か、およびどのような delegation をするかは、受託者が、ブルーデントな投資をするという観点から決するものであって、delegation することが当該信託の投資にとって適切である場合には、積極的に delegation が認められるのである。この統一ブルーデント・インベスター法においてとくに重要なのは、受託者は、受任者の選定・監督等に注意を尽くせば、受任者の行為そのものについては責任を負わないということが明確に定められている点（上記(c)項）である。このことによって、かつての non-delegation rule の下では論じることのできなかつた問題、すなわち受託者が受任者の選定・監督にあたって適切な注意義務を果たしたかという問題を正面から論じることができるようになるのである。

おわりに

以上に見てきたように、アメリカにおいては、受託者の任務を第三者に委任することについて、原則的にこれを禁じるかつての non-delegation rule から、これをむしろ積極的に認める pro-delegation rule へと、信託法上のルールが大きく動いてきている。その背景にある事情としては、信託財産の中心がかつての不動産から金融資産へとシフトきていること、それにともなって受託者の任務（とりわけ投資という任務）が複雑化・専門化してきていることが指摘できる。

このような pro-delegation rule の潮流は、アメリカにとどまらず、わが国をはじめとするその他の国の信託法にも、また、国際的な信託の取り扱いにも、大きな影響を及ぼすものと考えられる。そこで、pro-delegation rule に関して詳しく検討することは、今後の信託法研究の重要な課題のひとつとなるであろう。この小稿においてはそのような詳しい検討をおこなう余裕がないが、とくに重要な問題点としては、次のようなものが挙げられる。

第1に、受託者が delegation をする際に果たすべき義務が、より具体的には何を意味するかということが問題となる。すなわち、第3次リステイトメントも統一ブルーデント・インベスター法も、受託者が delegation をするか否かを決し、delegation の内容を決め、受任者を選定し監督するに際して、一定の義務を負うとしているが、これらの成文ルールにおいては、その義務の内容は、「ブルーデント」または「合理的」という抽象的なレベルで記述されるにとどまる。今後は、より具体的なレベルで、どのような場合にどのような義務があるかにつき——アメリカでの判例の今後の展開に注目しつつ——検討する必要があるだろう。

第2に、受託者が delegation をおこなうに際して、とくに受益者保護のために、受益者に対する通知など、一定の方式にしたがった手続を必要とすべきかどうかということが——主として立法論の観点からであるが——問題となる⁽²⁶⁾。

第3に、受託者から権限委任を受けた受任者はどのような責任を負うかという問題がある。すなわち、pro-delegation rule のもとでは、一般に、delegation をした受託者の負う責任は non-delegation rule におけるよりも限定的に解することになるが——すなわ

ち、受託者が受任者の選定・監督について注意義務を尽くせば受任者の行為そのものについては責任を負わないものとされるが——、それでは、受任者自身が信託（または受益者）に対して責任を負うのか、負うとすればどのような性質の責任をどの範囲で負うのか、とりわけ受託者が責任を負わないような場合に、問題となる。この点に関しては、pro-delegation ruleを採用する諸成文ルールの間にも必ずしも一致が見られない。すなわち、統一ブルーデント・インベスター法は、受任者が信託に対して義務を負うと定めるが、その義務の内容は、委任の条件に従うべく合理的な注意を尽くす義務であるとする（第9条(b)項）。これに対して、いくつかの州の立法においては、受任者が、自分があたかも受託者になったかのような責任を受益者に対して負うという趣旨を定めるものがある(27)。また、第3次リステイメントにはこの問題（受任者・受益者に対する責任）に関する明確な規定が見られない。このような状況からもわかるように、受任者の責任の性質・内容・範囲等についてはなお検討の余地が大きい。この問題が受益者保護と密接に関連することを考えあわせれば、この点の検討は今後の重要な課題であるというべきであろう。

〔注〕

- (1) この問題について詳しく論じる最近の論文として、John H. Langbein, *Reversing the Non-delegation Rule of Trust-Investment Law*, 59 *Mo.L.Rev.*105,1994 がある（本稿も、この論文に多くを負っている）。
- (2) リステイメントは、アメリカ法の諸分野のうち判例を中心に発達したいくつかの領域について、アメリカ法律家協会が、法の内容を条文の形式にまとめて解説を付したものである。リステイメントは、もちろん公式の立法ではなく法源とはならないが、その作成に能力と権威のある法律家関与し内容的にもすぐれたものが多いことなどから、実際の裁判では、当事者によっても裁判所によってもしばしば引用され、重要な役割を果たしている。リステイメントは、まず1920年代から30年代にかけて作成・公表され（第1次リステイメント）、1950年代から、それを改訂し、あるいは新しい分野についてリステイメントを作る第2次リステイメントの作成が行われ、現在は第3次リステイメントの作成作業が進行中である（田中英夫編集代表・英米法辞典（東大出版会、1991年）727～728頁参照）。
- (3) American Law Institute, *Restatement of the Law Second, Trusts 2nd, Volume 1*,1959（以下、*Restatement of Trusts 2nd, vol.1*と略称する）p.373.
- (4) John H. Langbein, *supra* note (1),pp.106-107.
- (5) John H. Langbein, *supra* note (1),p.107.

- (6) John H. Langbein, *supra* note (1), p.108.
- (7) Restatement of Trusts 2nd, vol.1, pp.374-375.
- (8) Restatement of Trusts 2nd, vol.1, p.375.
- (9) Restatement of Trusts 2nd, vol.1, p.375.
- (10) John H. Langbein, *supra* note (1), at 109.
- (11) John H. Langbein, *supra* note (1), at 110. なお、John H. Langbein, *The twentieth-century Revolution in Family Wealth Transmission*, 86 Mich. L. Rev. 722 (1988) も、家産承継のこのような変容を指摘する。
- (12) John H. Langbein, *supra* note (1), at 110.
- (13) 統一法は、アメリカ各州の法統一をはかる目的で作成される、州法のモデルである。統一法は、各州議会が採用することによってその州の法律となる。
- (14) John H. Langbein, *supra* note (1), at 111.
- (15) 21 BNA Pension & Benefits Reporter 2045 (1994).
- (16) John H. Langbein, *supra* note (1), at 111.
- (17) John H. Langbein, *supra* note (1), at 111-112.
- (18) John H. Langbein, *supra* note (1), at 112、および 21 BNA Pension & Benefits Reporter 2045 (1994) 参照。
- (19) ERISA Sec.403(a)は次のように定める。
- (a) Benefit plan assets to be held in trust; authority of trustees. Except as provided in subsection (b), all assets of an employee benefit plan shall be held in trust by one or more trustees. Such trustee or trustees shall be either named in the trust instrument or in the plan instrument described in section 402(a) or appointed by a person who is a named fiduciary, and upon acceptance of being named or appointed, the trustee or trustees shall have exclusive authority and discretion to manage and control the assets of the plan, except to the extent that—
- (1) the plan expressly provides that the trustee or trustees are subject to the direction of a named fiduciary who is not a trustee, in which case the trustees shall be subject to proper directions of such fiduciary which are made in accordance with the terms of the plan and which are not contrary to this Act, or
- (2) authority to manage, acquire, or dispose of assets of the plan is delegated to one or more investment managers pursuant to section 402(c)(3).
- (20) John H. Langbein, *supra* note (1), at 112-113.
- (21) 第3次信託法リステイメントについては、アメリカ法律協会編・早川眞一郎訳「米国信託法上の投資ルール——第3次信託法リステイメント：ブルーデント・インベスター・ルール——」学陽書房、1993年、訳者まえがきを参照されたい。
- (22) The American Law Institute, *Restatement of the Law Third, Trusts, Prudent Investor Rule*,

American Law Institute Publishers 1992 (以下、Restatement of Trusts Third と略称する) p. 144.

(23) Restatement of Trusts Third, p.39.

(24) John H. Langbein, *supra* note (1), at 115.

(25) 21 BNA Pension & Benefits Reporter 2037 (1994).

(26) フロリダ州 (Florida Statutes 518-112(2)(c))、カンザス州 (Kansas Statutes Annotated 17-5004(b)(2)(F)) などの立法は、このような要件を定めている。

(27) イリノイ州 (Illinois Compiled Statutes Annotated, Chapter 760, Sec.5.1(b)(5))、カンザス州 (Kansas Statutes Annotated 17 5004(b)(2)(E))。

イギリス信託法における受託者の 権利・義務

——信託内容履行義務と受託者の
特定性を中心として——

瀬 々 敦 子

目 次

- I はじめに
- II どのような場合に Express Trust が成立するか
 - 1 Policy Reason
 - 2 Rules of Construction
- III Covenant
- IV 受託者を特定する義務
- V 終わりに

I はじめに

本書全体のテーマは、コモン・ロー・カントリーにおける信託受託者の権利・義務である。

その中で、私は、イギリスを対象国として選び、次の三つのテーマについて論じようと思う。

一つは、そもそもどのような場合に受託者としての権利・義務が生ずるか、即ち Express Trust はどのような場合に成立するか、というテーマである。

二つめは、Trust を設定するという covenant を、委託者に対して enforce する権利・義務が受託者に存するか否か、というテーマである。

三つめは、Fixed Trust, Discretionary Trust について、受益者を特定する義務が、受託者にどの程度存するか、というテーマである。

II どのような場合に Express Trust が成立するか

1 Policy Reason

Express Trust の成否についての判例の歴史を見ると、同様な事例であっても異なる結果になっていることが多々あり、背景に何らかの Policy=政策的な配慮がなければ説明し辛い、というのがオックスフォード大学・リンカーン・カレッジのサイモン=ガードナー講師の説である。

これらの policy としてあげられるのは以下のものである。

① Facilitative Approach

(委託者の意図をなるべく尊重しようという主義)

② Economic Liberalism

(財産は信託財産として固定されず、なるべく自由経済市場に出回るべきである、という主義)

③ Modern Family Policy

(婚姻外の男女の関係もある程度尊重し、特に女性の財産権を保護するという主義)

④ beneficiary's rights

(受益者の権利をなるべく保護する)

⑤ Dynastic Policy

(財産は、子々孫々に伝えていくべきものである)

これらの政策的配慮が背景になれば説明できない事例として、信託成立の場合の立証責任の問題があげられる。

通常、私法関係の挙証責任としては balance of probability の方が一般的であり、信託の事例でも Re Snowdon ((1979 年)⁽¹⁾)では、証明責任の程度としてこちらが用いられた。

しかし、Panl v. Constance (1977 年)⁽²⁾では、信託の事例では Clear Evidence Rule という、より厳格な証明責任が課された。Jones v. Lock (1865 年)⁽³⁾という先例に則ってこの Rule が用いられたのだった。

Jones v. Lock では、父親が£900の小切手を二度めの結婚で生まれた9ヶ月の息子に与えると宣言した後すぐに亡くなり、「全ての財産を1度めの結婚でできた子供たちに与え

る」という内容の遺言状が残された。裁判所は、信託を赤ん坊のために設定したと言えるだけの“absolutely definite language”を欠くとして、£900の小切手をも前婚の子供たちのものとしたのである。

これに対して、Paul v. Constanceの事例では、妻と正式に離婚しないまま別の女性と9年間暮らしていた男性が、自己名義の預金口座に、愛人と共に当てたビンゴの懸賞金を入れておいた後、死亡した事例であったが、裁判所は正式な妻でなく、愛人の方を保護した。

同じ Clear Evidence Rule に則りながら Jones v. Lock と Paul v. Constance が逆の結論になったのは、前者の時代には Economic Liberalism、即ち、財産はなるべく信託財産として固定しないで自由経済市場に出回らせるべきであるという政策的配慮があったのに対して、1950年代以降には、非婚の家族の扶養義務をも重視する風潮（Modern Family Policy）があったため、とガードナー講師は分析するのである。

2 Rules of Construction

もちろん、Express Trustの成否は、Policy Reasonだけによって定まるのではなく、基本的には特定の場面で、委託者が信託を設定しようとする意思を発見することができるか否かにかかっており、これを統制しているのが、“Rules of Construction”または“Presumption”と呼ばれているものである。

これらは、次の6通りの場面に分けて説明される。

- ① precatory words
- ② apparent purpose trust
- ③ failed legal transfer
- ④ contract for third parties
- ⑤ presumption of resulting trust
- ⑥ presumption of advancement

それぞれについて、Pro-trustかAnti-trustか、また、1で述べたPolicyから見ると好ましいか否かについて表で表すと、以下のようになろう。

| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ |
|-----------------------|------|------|------|------|-----|------|
| | Anti | Anti | Anti | Anti | Pro | Anti |
| Facilitative Approach | ○ | × | | | × | × |
| Economic Liberalism | ○ | ○ | △ | △ | × | |
| Modern Family Policy | ○ | ○ | | | | |
| beneficiary rights | ○ | ○ | | | | |
| Dynastic Policy | | | | | | ○ |

(*但し⑤⑥は現在 neutral)

以下、夫々について説明を加える。

(1) precatory words

precatory words とは、それが存する場合に信託設定の意思はないものとみなされ、単なる moral obligation があるにすぎないか、それさえない単純な absolute gift とみなされてしまう言葉のことである。

“confidence”、“hope” “desire” “suggestion”、“request” 等が代表的な precatory word とされている。

Lambe v. Eames (1871 年)⁽⁴⁾や Re Adams & the Kensington Vestry (1884 年)⁽⁵⁾ は、precatory words のために信託の設定が有効とされなかった事例である。

precatory words に対する裁判所の態度には変遷があり、19世紀半ばまでは、expression of desire さえあれば信託の成立には十分である、という緩い解釈を行っていた。

しかし、エポック・メイキングな判決となった前述の Lambe v. Eames (1871 年) を境に、precatory words をより厳格に解釈するようになった。“to be at her disposal in any way she may think best, for the benefit of herself and her family” という未亡人への遺言を、信託でなく彼女への absolute gift である、と判示したのである。

Re Adams and the Kensington Vestry でも、“unto and to the absolute use of my dear wife, Harriet…in full confidence that she will do what is right as to the disposal thereof between my children, either in her lifetime or by will after her decease.” (イタリック筆者) という文言に基づいて、absolute gift と判示した。

しかし、Comispcy v. Bowring-Hanbury (1905 年)⁽⁶⁾では、また少し緩め、総合解釈という方法を採用するようになった。即ち、precatory words の存在だけでは信託は不成立に

はならず、用いられた他の全ての言葉をも総合的に勘案しても信託を設定しようという意図が看取できない場合にのみ、信託の成立を否定しよう、というのである。

背後にある policy としては、

①財産は、自由に流通すべきである、②取引にかかるコストは最小限に抑えられるべきである、といった Economic Liberalism や、Beneficiary's Protection (とくに未亡人) が考えられよう。

(2) Apparent Purpose Trust

Purpose Trust (目的信託) とは、受益者が特定されていないが、一定の目的に従って設定される信託であり、その目的が charitable である、即ち公益信託 (Charitable Trust) が成立する場合以外は原則的に無効とされる (詳細については拙稿『イギリス信託法における受託者団体の財産帰属形態と cy-près 理論』信託 179 号、1994 年 8 月 25 日発行を参照されたい)。

従って、“referring purpose is merely an expression of the motive” なのであり、“where achieving the purpose would in fact be to some person's benefit, such a disposition is normally taken as conferring an absolute entitlement upon that person” とされるのである。

Re Sanderson's Trust (1857 年)⁽⁷⁾ では、以下のようにこの原則が明示されている。“If a gross sum be given, or assigned for that gift, the court always regards the gift as absolute, and the purpose merely as the motive of the gift, and therefore holds that the gift takes effect as to the whole sum or the whole income, as the case may be.”

Re Andreuis Trust (1905)⁽⁸⁾ では、幼児を持つ遺言者の遺言内容が “for or towards their education; ... as being necessary to defray the expenses of all, and that solely in the matter of education” というものであった。子供達が成長し、教育が終了した段階での剰余金をどう扱うか、という問題について裁判所は、これは、absolute gift であるから、成人した子供達が等分に受け取るべきだ、と判示し、信託の成立を否定した。

これに対して、Re Abbott Fund Trust (1900 年)⁽⁹⁾ では、2 人のろうあ者の老婆の生活扶助のために友人が基金を作って 2 人の生活費に充てていたが、2 人の死後、この基金をどうするか、ということが問題になった事例である。

裁判所は、これを、例外的に有効な purpose trust が成立した事例と判示し、ために基金

は2人の死後 resulting trust として donor たちに返還されるのであって、老婆たちの estate を構成する訳ではない、とした。

Re Osoba (1979年)⁽¹⁰⁾においては、遺言者の未亡人に、家の所有権が、“for her maintenance and for the training of my daughter up to University grade and for the maintenance of my aged mother…”と託されたケースが、absolute gift として判示されている。

Re Andrew のケースと De Abbott Fund Trust の結論が異なることについては、余り説得力がない。おそらくは、前者は donees が生きており、分配することに意味があるのに対して、後者は beneficiaries が死亡しており、分配不可能という実際的な理由に基づく判決の違いと考えてよいであろう。

この Apparent Purpose Trust を信託設定意思と矛盾するものとみなすアプローチは、政策的に見ると、facilitative approach には相反する（委託者の意図を実現しない点で）が、Economic Liberalism や Beneficiary's Protection には資するものと言うことができる。

(3) Failed Legal Transfer

信託設定よりも、法律上の権利を完全に移転する場合の方が、要式性が厳格であることがしばしばある。例えば、土地の所有権移転には deed の授受が必要だが、信託設定には普通の署名入り文書で十分である。

では、甲が乙にある財産に関する法律上の権利を完全に移転しようとしたが、要式性を欠いたがために失敗した場合、セカンド・チョイスとして、乙のために甲が信託を設定したとみなすべきだろうか。

判例法は一貫してこれを否定している。

Jones v. Lock (1865年)⁽¹¹⁾では、子供に小切手を与えようとしたが、裏書していなかったし、Richards v. Delbridge (1874年)⁽¹²⁾では、孫に、不動産の Leasehold を与えようとしたが、要式性の点で失敗した。裁判所では、どちらのケースも信託の成立を否定している。

“If the intended full transfer fails, the frustrated transferor is taken not to have intended to create a trust for the putative transferee as second best”⁽¹³⁾というのが現在の判例法である。

しかし、Re Rose (1952年)⁽¹⁴⁾という、これに一見相反する判決がある。ここでは、贈

与の対象となったのは株券であるが、その会社が名義書換の手続を完了するまでは移転の効力が有効に生じないので、Legal transferはfailした。しかし、second bestとして信託が成立すると判示されたのである。

理由としては、formalityの要件を欠いたのはtransferorではなく、落度はtransfereeの方にあるから、としている。

しかし、ガードナー講師は、considerationがある場合は、formalityを欠くためだけに法律上の譲渡が認められない場合は、信託の成立を認めるべきであり、considerationのない、ただの贈与の場合は認めるべきではない、としている(15)。

(4) Contract for third parties

契約は、当事者同士しか拘束しない、というPrivity Ruleは、契約書上の第三者が履行請求するのを妨げてきた。

しかし、古い判例には、信託の成立を認めているものもある。

Lloyds v. Harper (1880年)⁽¹⁶⁾では、ロイズの会員である父親が、ロイズのmanaging committeeと、息子が会員になった暁にはその債務を保証してくれという契約は、有効とされている。

この判決は、商取引に関するものだから例外扱いだ、とする見方もあるが。

また、Re Flavell (1883年)⁽¹⁷⁾では、2人の共同経営者が、どちらかが死んだらその未亡人に年金を支払うという約束をしたが、有効とされた。

しかし、これらの判決は古すぎて今は生きていず、傍論としてとはいえ、privity ruleを理由に信託の成立を否定したGreen v. Russell (1959年)⁽¹⁸⁾が、現在の判例法とされている。

このPrivity Ruleは一見、取引の安全に都合が良いように見えるが、強制力の点でEconomic Liberalismとは相反する、という問題点がある。

(5) Presumed Resulting Trust

これは、次のようなルールである。

“Where one person gratuitously transfers property to another, he expects the recipient to hold it on trust for him”

これは、財産は子々孫々に伝えていくべきものだ、というDynastic Ruleには沿っているが、Facilitative ApproachにもEconomic Liberalismにも反すると言えるだろう。

しかし、このルールの適用は少なくなってきたおり、Fowkes v. Pascoe (1875 年)⁽¹⁹⁾では、老婆が、grandson-in-law とも言えない若い男性に対して行った贈与を absolute gift と解釈し、信託の成立を否定している。

(6) Presumption of Advancement

これは、Presumption of Resulting Trust の例外であり、父から子、夫から妻への譲渡の場合は、absolute gift とみなす傾向があった。前者は、Dynastic Policy から、後者は既婚女性の権利を保護するという Modern Family Policy に基づくものであった。

しかし、この Presumption of Advancement の役割、意義は変化してきている。

即ち、19世紀半ばには、moral duty がなくても relationship of affection があれば absolute gift とみなす傾向があり、母から子への譲渡も、そのようにみなされた。

また、前述の Presumption of Resulting Trust の適用を排除するために、この theory が counter-presumption として用いられた、という点は見逃せない。しかし、Fowkes v. Pascoe⁽²⁰⁾のような判決が出て、Presumption of Resulting Trust のルール自体が否定されてからはその必要もなくなった。

それ故、この Presumption of Advancement は一見後退したかのように見られた。実際、Bennet v. Bennet (1879 年)⁽²¹⁾では、母から子への譲渡の例で、Presumption of Advancement は否定された。実質的にも、Facilitative Approach からすると当事者の意図の実現こそが重要なので、このルールは否定すべきであろう。判例もそういう傾向になりつつあり、少なくとも夫から妻への譲渡に関しては、このルールは完全に否定された (Petlitt v. Pettitt (1970 年))⁽²²⁾。現在では父から子への譲渡の場合も疑わしい、とされている。

III Covenant

次のテーマは、委託者が行った、信託を設定するという約束 (Covenant) を enforce する権利・義務が受託者に存するか、というものである。

ここでは、受益者の権利・義務についても併せて論ずることとしたい。

ここで、委託者を甲、受託者を乙、受益者を丙とする。

こうした covenant の問題は、既にある (existing) 財産についても勿論あるが、特に問題が起きるのは、現在はないが、将来相続等によって得る予定になっている (After-Acquired) 財産についてである。

かつて、典型的だったのは、marriage settlement の中で設定する信託であった。娘が結婚する時、両親は持参金に信託を設定し、娘 (妻) の生存中は娘を、その死後は夫を、その死後は子供を受益者とする。その時しばしば結婚する娘は、婚姻中相続等によって取得する財産もその信託財産として追加するという deed に署名する。

このようにして、後に取得した財産 (After-acquired property) の去就が問題となってくるのである。

受益者である丙の立場は、3通りが考えられる。

1つは、甲に何らかの見返り (consideration) を渡している場合。ここで言う "consideration" は、通常 common law 上で用いるそれよりは広い概念である。たとえば、marriage settlement の受益者たる夫にとっては結婚すること自体が consideration となる。

2つめは、consideration は支払っていないが、甲から直接約束を受けた者 = party volunteer の場合である。

3つめは、consideration を支払っていないが、甲から直接約束を受けている訳でもない者 = non-party volunteer の場合である。

丙が、甲に履行を請求できるか否かについては、以下のような表に表すことができる。

| Property 丙の立場 | existing | after acquired |
|----------------------|---|--|
| ①Consideration あり | ○ Pullun v, Koe(1913年) (23) | ○ |
| ②Party volunteer | ○ Cannon v, Hartley(1949年) (24) | ○ |
| ③non-party volunteer | ○ Fletcher v, Fletcher (1844年) (25) | × Re Price(1917年) (26) Re Kay(1939年) (27) Re Cook(1965年) (28) |

(1) consideration がある場合

existing についても、after-acquired についても、乙、丙が訴えるまでもなく、当然に丙に帰属する。after-acquired については、doctrine of conversion によるものである。

リーディング・ケースになった Pullun v. Koe (1913 年) では、marriage settlement に於いて、£100 以上の財産を婚姻中に得た場合は信託財産に追加する、という covenant があった場合であり、丙は子供であった。

(2) party volunteer

乙も丙も当事者として enforce できる。equitable remedy でなく、common law remedy である。

Cannon v. Hartley (1949 年) では、娘の離婚に際し、父親が、後に彼が相続するであろう財産について彼女のために信託を設定すると約束した事例であったが、娘は、common law 上この covenant を enforce できる、と裁判所は判示した。

“In the present case the plaintiff, although a volunteer, is not only a party to the deed of separation but is also a direct covenantee under the very covenant upon which she is suing. She does not require the assistance of the court to enforce the covenant for she has a legal right herself so enforce it. She is not asking for equitable relief but for damages at common law for breach of covenant.”

(3) Non-party volunteer

existing property については、乙の名で common law remedy, 丙の名で equity remedy

が可能であるというのが Fletcher v. Fletcher (1844 年) の結論である。

思うに、covenant には、3つの形態が考えられる。

- ① It belongs beneficially to covenantees with no trust
- ② It is held on trust for covenantor=settlor
- ③ It is held on trust for beneficiary

①②③の中で、plausibleなのは③のみである。なぜなら、①とすると、このような権利は、受託者の義務と両立しないし、②とすると、委託者が、自ら不利になるような契約をするはずがないからである。

after-acquired property については、Fletcher v. Fletcher の判決の適用はない、という一連の判例がある。

Re Pryce (1917 年) は、“Equity will not assist volunteer.” を理由として適用を否定したが、この理由は3つの意味で誤っているというのがガードナー講師の説⁽²⁹⁾である。

- Ⓐ まず、equity remedy が available でないとしても、common law remedy は存在するはずである。
- Ⓑ Equity が volunteer を assist しないなら、existing property についても同じ結論になるはずであるが、そうでないのは Fletcher v. Fletcher と矛盾することになる。
- Ⓒ covenant が beneficiary のために held されているという点では、existing property と after-acquired は同一のはずである。

実は、Fletcher v. Fletcher が after-acquired property には適用されない、としているのは Fletcher v. Fletcher 自体ではなく、Re Cook (1965 年) が勝手にそう解釈しただけ、とも考えられる。

実際に、Davenport v. Bishop (1843 年)⁽³⁰⁾や、Lloyds v. Harper (1880 年)⁽³¹⁾のように、after-acquired property についても認める方向の判決も出てきている。

但し、後者については、前述したとおり、商取引に関するものであるから例外である、という考え方もある。

これらの判例を、Policy Reason から説明すると、Fletcher v. Fletcher (1844 年) や Davenport v. Bishop (1843 年) は、いずれも、Modern Family Policy の出現前の事例であり、既婚女性に自ら財産を管理させたくない、という今は既になく Policy が背景にあるように感じられる。

また、Lloyds v. Harper (1880 年) は、Economic Liberalism という Policy から説明しうる。

IV 受益者を特定する義務

private express trust の成立のためには、三大特定性の原則が存在する。1つは、委託者の意図の特定性(これは本稿のIIで検討した)、2つめは subject matter の特定性、3つめは受益者の特定性である。

本章では、受益者の特定性の問題を採りあげ、それにまつわる受託者の義務の問題を併せて論ずることとする。

まず第一に、受益者がどの程度特定されていれば信託として有効に成立するか、という問題について論ずる。

信託の種類によって用いるテストが異なるが、大きく分けて、Allen Test (または Barlow Test) と呼ばれるものと、McPhail Test と呼ばれるものに二分できる。

それぞれ Re Allen (1953年)⁽³²⁾、Re Barlow (1979年)⁽³³⁾、McPhail v. Doulton (1971年)⁽³⁴⁾から取ったものである。

Allen Test (Barlow Test) とは、“If it is possible to say that one or more persons qualify, even though there may be difficulty to say of others whether or not they qualify.” といったテストである。つまり、甲について、受益者の資格があるかないか判定できれば、乙や丙について判定できなくてもかまわない、というテストである。

これが適用されるのは、individual fixed trust または condition precedent trust と呼ばれるもので、ある条件を満たしている人に順に分配すれば受託者の義務は尽くされたことになる、としている。

McPhail Test とは、

“If it is possible to say that any individual *is or is not* a member of the class.” というテストであり、どんな人物についても受益者の資格の有無について yes, no の判定ができないといけない、という基準であり、“is or is not” test とも呼ばれる。

これは、fixed trust の内でも、ある特定の class に属する人々を受益者とする group fixed trust、および、全ての discretionary trust に適用される。

第二に、受託者に、受益者全員のリスト作成する義務があるか否か、即ち、受益者の全容が解明されるまでは信託の元本や収益の分配に着手できないのか否か、が問題となる。

この“To complete a list” 義務を打ち出したのは IRC v. Broadway Cottage Trust (1955年)⁽³⁵⁾であった。

前述の individual fixed trust については、condition precedent を満たす人に順に分配して行けば事足りるので、もちろんリスト作成義務はない。

しかし、group fixed trust の場合は、受益者の数が特定できないと、それぞれの取り分も特定できないため、リスト作成義務が課される、というのが判例法である。

discretionary trust については、全ての場合についてリスト作成義務が課される、というのが1971年までの判例法であった。

しかし、前述の McPhail v. Doulton 判決によって、あるタイプの discretionary trust については、リスト作成義務は課されないこととなった。

即ち、discretionary trust は、Burrough タイプと Baden タイプに2分することができる。

前者は Burrough v. Philcox (1840年)⁽³⁶⁾に因んだものである。“to dispose of all my real and personal estates amongst my nephews and nieces, or their children, either all to one of them or to as many of them as my surviving child shall think proper.” という遺言内容の示すとおり、family を対象とした小規模な discretionary trust をこのタイプに分類する。

後者は、Re Baden (No2)(1973年)³⁷に因んだものである。“to or for the benefit of any of the officers and employees or ex-officers or ex-employees of the company or to any relatives or dependants of any such persons.” といった大規模なグループを受益者とするタイプである。

McPhail v. Doulton (1971年)以降は、後者については list 作成義務はない、として実務に多大な影響を与えた。

今日でも、discretionary trust を fail させないため、という政策的配慮からか、よほど小規模な class でないと、Burrough タイプには分類せず、受託者を救済するという傾向が判例法には見られる。

以上を図示すると以下のようなになる。

| | | 有効性のテスト | リスト作成義務 |
|---------------------|------------------------|--------------------------------------|-----------------|
| fixed trust | individual fixed trust | 〈Allen〉 〈Barlow〉 テスト | × |
| | group fixed trust | 〈McPhail〉 テスト “is or is not” test | ○ 〈Broadway〉 |
| discretionary trust | Burrough type (family) | 〈McPhail〉 テスト | ○ 〈Broadway〉 |
| | Baden type (large) | 〈McPhail〉 テスト | × |
| | | | 〈McPhail〉 判決以降 |

V 終わりに

以上、受託者の権利・義務を中心にイギリス信託法に関する判例の動向を考察してきたが、その背景に様々な政策的配慮があることが理解できる。それが、殊に、委託者の意図の実現や現代的家族形態の保護を重視する方向に動いていることは望ましい傾向と言えるのではないだろうか。

〔注〕

(1) Ch.528

(2) 1 All. E.R. 195

(3) L.R. 1 Ch. App.25

(4) L.P. 6 Ch. App.597

(5) 27 Ch. D.394 at 406-411

(6) A.C. 84

(7) 3K. & J. 497 at 503

(8) 2 Ch. 48

(9) 2 Ch. 326

(10) 1 W.L.R. 247

(11) 前掲注(3)参照

(12) L.R. 18 Eg. 11

(13) Simon Gardner, AN INTRODUCTION TO THE LAW OF TRUSTS, 1990年、p.50

(14) Ch. 499

(15) 前掲注(13) p.51

(16) 16 Ch. D. 290

(17) 25 Ch. D. 89

(18) 2 Q.B. 226

(19) 10 Ch. App. 343

(20) 前掲注(19)参照

(21) 10 Ch. D. 474

(22) A.C. 777 at 793D-F, 811G, 813G, 814F-815H, 824A-D

(23) 1 Ch. 9

(24) Ch. 213

- (25) 4 Hare 67
- (26) 1 Ch. 234
- (27) Ch. 329
- (28) Ch. 902
- (29) 前掲注(13)、p.67
- (30) 2 Y&CCC 451, 1 Ph. 698
- (31) 前掲注(16)参照
- (32) Ch. 810
- (33) 1 All. E.R. 298;〔1980〕conv. 263
- (34) A.C. 424
- (35) Ch. 678
- (36) 5 Myl. & Cr. 72
- (37) Ch. 9

カナダにおける受託者法の改正と 近代化

ドノヴァン.W.M.ウォーターズ
新井 誠 訳・解説

目 次

- I 序論
- II イギリスの受託者法
- III カナダにおける信託関連の法律
——独立の法域としての州
- IV 改正および近代化
- V オンタリオ州の1984年信託関連の法律白書
- VI 結論

I 序 論

今回の講演では、我が国カナダにおける信託法分野における制定法の役割についてお話しすることとし、我が国の信託法を構成する改正と近代化という二つの部分についての関係について皆様方と一緒に考えていきたいと思ひます。

しかしながら、このような題材を取り上げてお話しする場合、カナダを含めたコモン・ローの法域に属する国々の弁護士や法律家が「コモン・ロー」という言葉を使った場合、実際どのような意味でこれを使っているかということ、先ずはしっかり理解しておく必要があります。この「コモン・ロー」という言葉は、実に様々な意味に使われております。前回の講演〔信託173号（平成5年）73頁以下〕では、コモン・ロー法系と大陸法系との区別や、コモン・ロー法域と大陸法域との間の区別についてお話しをしましたが、その場合には、大陸法系とはローマ法を母体とする法体系のことを、またコモン・ロー法域とはイギリス、即ちイングランドに発生した法体系のことを言っていることとなります。更に私たちは、イギリス法の法体系について話している時も、「コモン・ロー」という言葉をよく使いますが、その場合は、二つの別の判例法の体系を区別して使っていることとなります。その内の一つは、11世紀に国王によってイギリスのロンドンに設置された王立中央裁判所で体系化された判例法であり、この裁判所ではイングランド全土で行われていた習慣法としての全イギリス国民に共通、即ち「コモン」である法律を適用して裁判が行われていました。その後14世紀になって国王によって大法官裁判所が設置されました。この大法官裁判所の役割は、前回の講演で説明した通り、その当時におけるコモン・ローの適用を緩和することにあります。即ち、大法官裁判所の目的は、コモン・ロー裁判所が下した判決の内容を見直して補完することによっていわゆる「エクイティー」又は「衡平」を実現することにあります。このため大法官裁判所は「エクイティー裁判所」または「衡平法裁判所」と呼ばれるようになり、この大法官裁判所が下した判決の積み重ねによって、「信義誠実」とか「良心に恥じない行動」とか、「当事者間における公正な取引」というような問題についても判例法体系としての別の体系が成立した訳です。これによって「コモン・ロー」と「エクイティー」が平行して存在することになったのです。

今回の講演で信託法関係の判例法についてお話しをしている時は、何世紀にも亘る歴史

を通じて今日に至る迄エクイティー裁判所を通じて営々と築き上げてきた判決の積み重ねによって成立した判例法のことを言っていることとなりますので、ご承知おき下さい。私達が単に「判例法」と言う場合は、何世紀にも亘って裁判官が営々と築き上げてきた先例を基にした法律一般のことを言っていると同時に、コモン・ロー裁判所によって築き上げられた判例法か、エクイティー裁判所によって築き上げられた判例法の必ずどちらから一方だけを意味する言葉として使っている訳ですので、コモン・ロー法体系に馴染みのない人々にとっては、「判例法」という言葉が使われるのを見たり、聞いたりした場合は、実際にどのような文脈でこれが使われているかということを正しく理解することが大切です。もしこの区別を忘れてしまいますと、講演を聞いてもなにがなんだか判らなくなって、混乱してしまいますので、ご注意ください。

今日、信託法という法体系は、殆ど判例法に依存しているという点において、コモン・ロー法域に属するどの国や州においても、特異な存在となっています。14世紀以来イギリスの裁判官達は、殆ど独自に、信託法というものを判例法の形で発展させてまいりました。そもそも「信託」という概念は、専ら他人の利益のために財産を使用収益することを目的として財産を管理運用するということを約して財産の所有権の譲渡を受けた者に対してこの約束の履行を法律的に義務づける手段として、国王裁判所の裁判官達が考え出した仕組みです。この種の約束がなされた場合はこれに対して法律的な保護と救済を与えようと裁判所が決心した時点で、我々が今日信託として理解しているものが実質的に誕生した訳です。一度裁判所がそういう立場に立ってくれるということが判れば、「専ら誰その利益のために使用収益する」という場合におけるその「誰それ」に該当する者、即ち受益者は、約束をした方の者がその約束を守らなかった場合は、その約束の履行を求めて訴え出ることができるようになったのです。現在のアメリカ合衆国の建国の礎となった人達が16世紀から17世紀にかけてイギリスから初めて海を渡ってアメリカ大陸に入植してきた当時、彼等は衡平法の一部として信託法と一緒に持ち込み、新大陸の植民地でもこの法律を適用した訳です。その後18世紀末に行われた独立宣言により現在のアメリカ合衆国が成立した訳ですが、当時この独立に加わった13の州には、既にいずれも独自のエクイティー裁判所制度や、エクイティーに関する事項を管轄下に置くということを明言している裁判所制度が既に存在しておりました。アメリカ合衆国成立後の18世紀末にイギリスから北米大陸に入植してきた人達の中で特に北緯49度以北に入植していた人達がコモン・ローを自分

達の法制度として採用したカナダの諸州を成立させた訳ですが、その際にもこれ等の入植者達は既にイギリスからコモン・ローと衡平法の両方を持ち込んで、コモン・ローの領域に属する争いや、エクイティーの領域に属する争いを裁くための裁判所として、独自の裁判所を発展させていました。その暫く後18世紀も19世紀に近づいた世紀末に、オーストラリアとニュージーランドにおいても同じようなことが起こりました。このように、コモン・ローを継受した国では何処でも、イングランドの裁判官の手によって発展させられてきた衡平法と信託法と一緒に継受しました。

18世紀後半のアメリカ合衆国の独立に加わった各地の植民地は、始めから自分達の問題は自分達で解決するという非常に自主独立の気運に富んでおり、そのためアメリカ合衆国における衡平法の発展は、ほぼイングランドにおけるそれと同じ路線を歩んだというものの、アメリカ独自の色合いを強く出したものとなりました。尚、アメリカは、コモン・ローが未だ非常にテクニカルな色彩の強いものに留まっている一方、エクイティーの方は具体的な法律というよりは未だ法理とか法原則の色彩が強いものに留まっている時期に既にイギリスとの憲法上の繋がりや文化的な繋がりを断ち切ってしまったので、爾来数世紀に亘ってアメリカにおけるエクイティーの取り扱いは、イギリス本土で広まってその後旧英連邦諸国へ広まっていったエクイティーの伝統とはかなり違ったものとなっております。アメリカでは信託法は常に州法の領域に属する事項として取り扱われております。今日アメリカには州、準州、特別区等を合わせると50以上の異なった法域がある訳ですから、エクイティーや信託についても、その数だけ別々の法律があるということになります。これ等の州の中にはコモン・ロー法域に属する州もありますし、スペイン法の影響を受けたところもありますし、フランス法の影響を受けた州もありますので、それぞれ違った伝統を持っていることになります。コモン・ロー法域に属する州の中には信託法を法典化しているところも幾つかありますが、イギリス本国や旧英連邦加盟諸国の場合と同様に、法典化せずに専ら判例法の領域に留めているところもあります。それ故、先にお話ししたように、州法の領域に属する事項についてばらばらとなっている50におよぶ州や、準州や、特別区の法律にある程度の統一性を持たせようとしている全米統一州法審議会の役割が重要となってくる訳です。

これに反して英連邦加盟諸国、特にこれから私がお話ししようとしているカナダ、オーストラリア、ニュージーランドでは、今世紀中盤迄はイギリスの判例法や制定法の影響を

強く受けておりました。これ等の国々ではその独立以来、信託法については、イギリスの判例法が自由に先例や法的根拠として裁判の中で引用されており、信託法に関しては、今日でもカナダ、オーストラリア、ニュージーランドの三国では、他の法律分野と比べても、イギリスのそれに非常に似ていると言って差し支えないと思います。何故そうなったかということは、論題としても非常に面白いものだと思います。しかしながら、イギリスの先例を引用するという英連邦加盟諸国の裁判所の傾向にはこのところ下降現象が見られ、カナダについて言えば、この下降現象は1920年代から始まったと言ってよいでしょう。カナダでは既に1939年にイギリス枢密院の司法委員会への上告という制度を廃止しておりますし、1970年代以降カナダの裁判所がイギリスの判例を引用する度合いは極端に少なくなってきたおり、自国の判例法の方を優先させるようになってきています。カナダと比べますと、オーストラリアやニュージーランドでは、今日でもイギリスにおける判例や学説がかなりよく引用されておりますし、法律の専門書の中でもイギリスの判例法がよく取り上げられていますが、オーストラリアも、1980年代に入ってから、イギリス枢密院の司法委員会の上告という制度を廃止しております。ニュージーランドではこの上告制度は引き続き存続していますが、これも何時迄のことでしょうか。

私が申し上げたいのは、判例法の発展と制定法の制定の面で連合王国の法技術を引き続き踏襲している国である英連邦加盟諸国では、依然としてイングランドやウェールズにおける信託法の伝統が注目されて、話題にもなっていますが、コモン・ローを継承した旧英連邦加盟諸国の中でも特にカナダで顕著に見られる傾向ですが、世界的な民族主義的な風潮を反映して、イギリスの判例やイギリスで発展させられた制定法上の概念に背を向ける傾向が近年見受けられます。そうは言うものの、英連邦加盟諸国におけるエクイティーの伝統は、依然としてアメリカ合衆国におけるそれと大変趣を異にしておりますので、カナダの判例法や制定法についてはもとより、オーストラリアやニュージーランドにおける判例法や制定法について大学の先生達が話しをしている時は、イギリス風の考え方やイギリスの判例法の線に沿った信託法の制度や信託法についての論理的なアプローチの仕方を念頭において話しをしているのだということを、信託法を学ぼうとする学生は頭に入れておく必要があります。多くのアメリカの州における信託法は、実体的にはイギリスにおけるそれと非常によく似ておりますが、アメリカの裁判所は長期に亘ってイギリスの影響を受けないできましたので、アメリカの多くの州では、信託についてはかなり独自の伝統とア

プローチを築き上げてきており、特に昔からイギリスとは全く違った独自の判例法を発展させてきているだけでなく全く別個独立の制定法を持っているエクイティーの分野では、特にそういった色彩が強く出ています。

II イギリスの受託者法

こんなことを言うとはびっくりするかも知れませんが、イングランド——この場合におけるイングランドとはスコットランドとアイルランドを除いたイングランドとウェールズのことを言いますが——では、実に19世紀まで信託関連の制定法は何一つ無かったのです。ルーイン (Lewin) 著の「信託 (Trusts)」や、アンダーヒル (Underhill) 及びヘイトン (Hayton) 共著の「信託および受託者に関する法律 (Law of Trusts and Trustees)」にも書かれている通り、それまでイギリスにおける信託関連の法律は全て大法官裁判所の判例と財務裁判所のエクイティ一部における判例だけで成り立っていたのです。イギリスにはいままで法典化された信託関連の法律というものは無いという話を先程しましたが、英連邦加盟諸国の場合も、法典化された信託関連の法律を持っていた国は何処にもなく、法典化を試みた国も皆無であり、現在でも法典化された信託関連の法律を持つ国は何処も在りません。前回お話しした通り、法典化された信託関連の法律を持っているのはアメリカ合衆国の幾つかの州だけです。

成文化された信託関連の法律が無かったために、イギリスの衡平法裁判所では、18世紀から19世紀の前半にかけて、特に信託の手續や実務の分野で、非常に複雑で煩わしい手續が判例の形で発展させられてきました。信託関連の法律の改革の必要性を主張する人々にとって、実体法としての信託法は特に問題ではなく、成文化が急務であると考えられていたのは、信託をめぐる争いを処理する大法官府所属の二つの裁判所である大法官裁判所と記録長官裁判所 (Court of the Master of the Rolls) での事件処理の規範となる手續法と実務を規律する法律の方だったのです。大法官府裁判所における審理は、スローで、費用も高むので、評判が悪く、文豪チャールズ・ディケンズの手になる小説「荒涼館」を読んだことのある人はご承知だと思いますが、この小説は、大法官裁判所に訴え出た人が経験した裁判所の審理の超スローぶりと、その訴訟費用の高さを痛切に皮肉った小説です。そのため、その後20年間にこれ等の問題を対症療法的に処理するための手段として寄せ集めの制定法が幾つか作られましたが、遂に19世紀の半ばになって、ようやくイギリスにおける初めての受託者法ともいえるべき制定法が陽の目を見た訳です。

制定法としての「1850年受託者法」は、信託の受託者によって保有されている信託財産

たる動産や不動産を他に譲渡し易くすることを目的とした法律でした。これは現代でもよく見られることですが、立法府側が、「信託」というような個別的な実体法上のテーマを取り上げるよりは、司法改革というより大きなテーマに取り組もうとしているために、この制定法そのものは、信託の受託者について定めた法律としてだけでなく、抵当権者による抵当不動産の譲渡等に関する事項も一緒に取り上げた法律として制定されたのです。この法律の立法目的は、一個の信託につき複数の受託者が任命されているのに、これ等の受託者が長い間全然会合を開かなかったり、これ等の受託者が実際何処に居るのかさえも判らなくなってしまうたり、受託者の中には死亡してしまった者がいるのにその後任者が任命されなかったり、後任の受託者の任命方法が定められていないために新たな受託者や後任の受託者の任命が全くできなかったり、信託設定の原因書面に定められている内容が不十分だったりしたために不都合が生じているような場合におけるその解決手続を改善することにありました。1850年受託者法の中には信託の受益者が精神病に罹って法律上の無能力者となったり、信託の受益者が未成年者であるために信託が果たして受益者の利益となるように正しく運営されているかどうか、受益者の利益が守られているかどうかを判定できなくなってしまうというような場合を想定した規定も盛り込む予定でしたので、この法律はすべての信託が必ず適切に管理運営されるよう保証することを目的とした手続法として制定されました。この法律は非常に威力を発揮しましたので、その後制定されたいろいろな受託者法はいずれも1850年受託者法によって着手された作業を更に発展させたものであると言えます。先程申し上げた通り、1850年受託者法は、ヴィクトリア朝時代の偉大な自由改革期の初期である1830年頃から始まった場当たりの各種の立法を改正して一本化したものですが、後日連邦加盟諸国の信託関連の法律の伝統の礎はこの法律が制定された1850年に打ち立てられたのです。その後1860年代に入ると、受託者法は一層の発展を遂げ、受託者の任命、退任および辞任に関する手続や、財産の法律上の所有権を容易に信託の受託者に譲渡したり、信託の受託者から更に第三者に譲渡できるよう手続が整備されました。現代の信託関連の法律の中でも依然として「立派な受託者法」と呼ばれているものが幾つかあります。「1888年受託者法」、「1893年受託者法」および「1925年受託者法」がそれです。1925年受託者法は、イギリスにおける受託者法を一本化した一番新しい法律ですが、この法律は今日でも信託に関する事項を規律する基本的な制定法として依然存続しています。

現在までいろいろな受託者法が制定されましたが、受託者法の歴史を見てみますと、その殆どが1850年受託者法の性質をそのまま受け継いでいることがよく判ります。それは、判例法に実体的な変更を加えるというのではなく、むしろ信託の管理運営をやり易くするために判例法を補充していくという性質です。イギリスにおける一番新しい受託者法である1925年受託者法を見ていただくと判ると思いますが、この法律は私人の行為や裁判所の命令による信託の受託者の任免やその退任について定めていると共に、信託の管理運営に伴って発生する種々の問題の処理方法について定めている他、信託事務の遂行や手続に関して裁判所が信託の受託者に協力できるよう、裁判所に種々の権限を与えています。更に1925年受託者法には、信託の受託者がその事務を執行するに際して必要とする財産処分権や管理権が信託設定の原因書面中に定められていない場合に備えて、信託の受託者に対して認めるべき標準的な財産処分権や管理運営権に関する規定が盛り込まれています。1888年以来イギリスの議会は一貫して信託の受託者をして土地や株式・公社債の所有者者としての義務を十分果たせるようにするためには、信託の受託者に対して十分な権限を与える必要があるとの考え方に立っており、そのため議会の中には信託の管理運営に関する受託者の権限を強化する法律の制定を求める傾向が次第に強くなってきています。19世紀後半、特に大凶作に見舞われた1880年代から1890年代にかけては、信託の受託者が信託財産たる農園を運営したり、鉱山を経営したり、長期借地権の設定を行ったり、信託財産たる土地を担保にして資金を調達してこの資金を使って信託財産たる土地を開発しようとしても、受託者に必要かつ十分な権限が与えられていないことが明らかになってまいりました。これに対して議会側は、もし信託設定の原因書面に必要な権限が定められていないのであれば、立法をもって必要な権限を与えようとした訳です。即ち、信託の受託者とすれば、信託設定の原因書面中で十分な権限が与えられていなくとも、受託者法の規定によって必要な権限が認められるということになったのです。そのため、受託者法に定められているような権限の全部又は一部を信託の受託者に与えたくないというような信託設定者は、その理由が何であれ、その旨を信託設定の原因書面中に明記しなければならないことになりました。

ここで皆さんに気がついて頂きたい点は、この立法が実質上授權法的性質を有する立法であったという点です。制定法としての受託者法は、遺言信託の形で信託を設定する人や、生前信託の形で信託を設定しようとする人達に信託設定の原因書面中に定める規定をどう

しろこうしろということを目的としたものではなく、よくあるように、信託設定の原因書面中に十分な規定が盛り込まれていない場合には、いずれにせよ信託の受託者に協力する権限が裁判所に認められている訳ですから、よしんば信託設定の原因書面上信託の受託者に十分な権限が与えられていないからといって、折角しっかりとした管理運営方針であると自負できるような信託の管理運営方針を持っているにも拘わらず、わざわざこの管理運営方針の実施を断念させて、費用と時間をかけて裁判所にいって裁判官を説き伏せて裁判官の協力を得るといような面倒なことをしなくても済むようにすることを目的としたものです。現在でも、信託設定者の中には、自分の住んでいる屋敷を信託財産化しても、これを売却することを信託の受託者に一切認めず、自分の死後は残された配偶者や子供や孫達のためにこれを引き続き信託財産として維持していくよう特に定めておく人がいます。自分の住んでいる屋敷が先祖代々から受け継がれてきたもので、非常に思い入れがあるというのがその理由かもしれません。本人としては屋敷を他人の手に渡してもらいたくないと心配している訳ですが、自分の死後残された家族が死んだり、結婚したり、離婚したりして、家族のそれぞれの置かれている状況が変わってしまうこともあり得るといこと迄は考えが廻らなかつたり、将来税制が変わってしまつて屋敷のような不動産を家族の為の信託財産として残しておくのがむしろ税法上不利となるようなことがあるかもしれないといことまでは考えていない訳です。このような例は決して珍しいことではなく、このような例があるからこそ、信託設定者が特に信託設定の原因書面上でこれと異なる定めをしていない限り、信託の受託者に対して信託財産の処分権を認めるような内容の受託者法の存在が必要となるのです。今日でも信託設定者の意図についてはこの様な配慮がなされており、その結果、1925年受託者は信託財産についての受託者の売却権については何の定めもありません。しかしながら、逆に、制定法としての受託者法に信託財産の売却処分に関する受託者の権利に関する規定が抜けていたり、受託者には信託財産の売却処分権は一切認めないという明示の規定が信託設定の原因書面中に盛り込まれているような場合は、今日の信託の受託者は、信託の変更について定めている制定法の規定に従つて、裁判所に信託財産の売却処分を認めるよう求める申立ができるようになっていきました。この種の制定法は1957年に出現したものであり、その後カナダの多くの州で制定された受託者法にも採り入れられていますが、この種の制定法の規定により信託財産の売却処分権を信託の受託者に認める方が信託の受益者にとつても一番良いということを申立人である信託の受託者が

証明すれば、裁判所は信託設定の原因書面中定められている権限や条件の変更を命じられるようになりました。

現代のイギリスでは、信託関連の法律全体は本質的には従来通り依然として判例法の世界であるということが言えます。イギリスの信託関連の法律を見てみれば、これが法典化もされておらず、成文化もされていず、依然として17世紀以来裁判所の裁判官が下した判決の集大成が法律そのものとなっていることがお判りになるでしょうし、イギリスにおける信託関連の法律について何か書いたり、言ったりする場合は、必ず裁判所の判例の積み重ねによって形成されてきた信託関係の法の原理原則を解説したり、論評した大学の教授や著名な法曹実務者の手になる専門書の記述内容を引用しなければならないことになる筈です。イギリスでは、裁判所さえも、個々の具体的な事案について信託関連の実体法がどうなっているかを判断する場合は、やはりこれ等の書物を繙いている訳です。このような現象は、英連邦加盟諸国全体に共通して見られる事象です。従って信託関係の立法ということになれば、これは必然的に、今日の受託者法的な立法とならざるを得ないことになる訳ですが、制定法の役割はあくまでも判例法としての信託関連の法律の手続面を補完し、改善するだけに留まらざるを得ないこととなります。

連合王国と同国の受託者法についての話はこれくらいにして、次に連合王国の一部を構成しているながら、法制度的にはコモン・ロー制度と大陸法系の法制度が渾然一体を成しているスコットランドには独自の「スコットランド受託者法」という制定法がありますので、これについて一寸触れておきたいと思います。実はスコットランドだけではなく、連合王国の一部を構成している北アイルランドには九つの県があり、これらはいずれもコモン・ロー法域に属しています。この北アイルランドにも独自の「北アイルランド受託者法」と呼ばれる制定法があり、連合王国の一部ではなく独立したアイルランド共和国にも実は制定法としての独自の受託者法が存在します。前回の講演では、コモン・ローの法域に属する国々では遺言による財産の処分や家族承継的不動産処分から、商業的信託、産業的信託および年金信託に至る迄のいろいろな場面で信託という概念が利用されているということをお話ししたと思いますが、これ等の受託者法の条文はいずれも抽象的な表現になっていますが、実はこれ等の法律は信託の伝統的な利用方法を念頭に置いて制定されたものなのです。信託の伝統的な利用方法とは、家族の所有している財産をどう子々孫々に受け継がせていくかというエステイト・プランニング的な利用方法のことを言います。19世紀に

制定されたいろいろな受託者法はいずれも、基本的には、富豪がその財産を自分の家族のためにどう保有させ、使用収益させ、これを処分させるかについて定めた個人の信託としての遺言信託や生前信託を想定して生まれたものです。イギリスの1925年受託者法には依然としてこの色彩が残っていますし、スコットランドや北アイルランドやアイルランド共和国で制定された受託者法も同じような内容となっています。制定法としてこれ等の受託者法はいずれもあらゆる種類の信託に適用できるような形にはなっていますが、実は必ずしも全ての種類の信託に適用されている訳ではないのです。1925年受託者法には、年金信託や商業的な信託について何等の定めもありませんので、コモン・ローの法域に属する旧英連邦加盟諸国におけるこの種の信託についての立法について知りたければ、これ等の国における六法全書に相当する制定法全書を繙かなければならないこととなります。コモン・ロー法域に属する我が国における信託という法律上の概念のあらゆる利用形態を予め想定した上で、この信託の手續面を規制するための補助的な役割を果たしたり、受託者にとっての権限を認めることを目的とした形での制定法を一本化して制定するということは事実上不可能に近いと思います。幸いというべきか、今までに制定された受託者法はいずれもこの様な壮大な目的は掲げていませんが、これからお話するように、実は逆に、制定法としての信託関連の法律を改正していくには、現在実際に世の中に存在するあらゆる種類の信託を網羅しろとまでは言わない迄も、その大部分を網羅できるようにするにはどうすべきかという問題が生じてきています。これは大変深刻な問題であり、もしかすると、ここ数年の内に「信託法」を教えるための講座としての独立した講座がなくなってしまう、信託という概念は、エステイト・プランニングに関する法律や石油やガスの掘削に関する法律に至る迄の諸々の法律に関する講座や教科書の中で個別的に取り上げるテーマに成り下がってしまうかもしれません。

III カナダにおける信託関連の法律—独立の法域としての州

カナダでは、憲法の規定により、信託関連の法律は各州や準州の法域に属する事項に規定されています。しかしながら特に「財産権および市民的権利」に関する事項は、それぞれの州において代わって権限を行使する国の専属管轄事項に指定されております。各州には、その領域内における信託関連の法律に関する事項については、独自の立法権が認められていますので、その意味では、法域が二層構造となっていると言えます。カナダには、オンタリオ州を筆頭にプリンス・エドワード・アイランド州に至るまでの9つの州がコモン・ロー法域に属していますが、カナダにはその他にも、その北部にユーコン準州とノースウェスト準州という2つの準州があります。これ等の準州に対しては、信託関連の法律に関する事項については実質上自治が認められていますが、憲法上、形の上では、オタワから直接指導監督を受けるようになっています。このように、カナダには、コモン・ロー法域に属する法域としては、9つの州と、2つの準州の計11の法域があるということになります。カナダにはもう一つ12番目の法域として、ケベック州がありますが、ケベック州における「財産権および市民的権利に関する法律」とは、大陸法を意味する事になります。ケベック州には「フィデュシー (Fiducie)」と呼ばれるものがありますが、これが恐らく大陸法上の信託に相当する概念にあたると思います。しかしながら、このフィデュシーは、1879年以来存在しているものですが、現存するこのフィデュシーが果たして大陸法の法典から直接導き出された法概念であるのか、それともコモン・ロー法域における信託という法概念がヒントとなって生まれたものであるかという点を巡って、いろいろ議論がなされています。このような議論にどのようなメリットがあるのかは別として、ケベック州では、既に新しい民法典が議会に上程されて、全ての立法手続が完了し、近々公布施行される運びになっていますが、この新しい民法典の中にはフィデュシーについて定めた新しい規定が含まれています。しかしながらこのフィデュシーという制度は、ケベック州特有のもので、ここではこれ以上詳しく触れないことにします。

カナダでは、各州や準州には、その領域内における信託関連の争いを管轄する裁判所として、それぞれの州独自の自己完結型の裁判所制度と組織を持っていますが、判例法としての信託関連の法律上の問題については、最終的には、カナダの最高裁判所が信託関連の

法律に関する全ての管轄権を有していることとなります。その結果、それぞれの州や準州の裁判所は、他の州や準州における先例に拘束される必要はありませんが、カナダにおける信託関連の法律は、州や準州が異なっても、結果的には殆ど大差ない内容のものとなっております。そうは言っても、信託関連の法律が積極的に活用されている州であるオンタリオ州とアルバータ州や、オンタリオ州とブリティッシュ・コロンビア州との間でも、信託関連の法原則の解釈に若干の差が見られる場合も出てきます。例えば、所得税法上の登録退職貯蓄制度に積み立てられている資産に対して債権者は自己の債権を満足させるために掛かっていけるかどうかという問題について、ブリティッシュ・コロンビア州とオンタリオ州の裁判所はそれぞれ若干方向の異なった判断を下しています。しかしながら、全体としてみれば、カナダのそれぞれの州や準州の裁判所は、信託関連の法律についての判断に関しては、大体においてお互いに同じ路線に従っていると見て良いでしょう。コモン・ロー法域に属する9つの州と2つの準州はそれぞれ独自の制定法としての受託者法を持っており、それぞれの域内においてはこれを適用して、信託を巡るいろいろな問題を処理している訳ですから、カナダ国内には合計して11個の異なる制定法としての受託者法があることとなります。事例を上げて説明しますと、ブリティッシュ・コロンビア州で制定された受託者法は、ブリティッシュ・コロンビア州内で適用されるだけであり、ノースウェスト準州で制定された受託者法は同準州内で適用されるだけということになります。

こんなにも数多くの制定法としての受託者法があると、一見すると、カナダに住んでいる人々は信託関連の法律に押しつぶされそうになって生活しているように聞こえるかもしれませんが、これは、次に説明する二つの理由により、決してそんなに重苦しいものではありません。先ず第一に、カナダにおけるコモン・ロー法域に属する州や準州では、オーストラリアやニュージーランドにおける場合と同様に、19世紀以来、信託に関してはイングランドやウェールズを模範としてこれに従うという傾向が認められるという点です。1850年に受託者法の形で先ずイギリスで成立し、その後1888年受託者法および1893年受託者法によって培われてきた伝統は、1925年にこれ等の制定法を統合して出来た1925年受託者法にも一部受け継がれていますが、この伝統はカナダのコモン・ロー法域においても受け継がれております。実際問題として、1950年代までは、「大英帝国の立法」は、自動的にカナダのコモン・ロー法域に属する各州によってそのまま受け継がれていた、と一般に言われておりました。そのため、当初においては、カナダのコモン・ロー法域に属する

各州や準州によって制定された受託者法の間には、かなり似ている点がありましたし、現在でも類似点は依然として残っています。二番目は、カナダの各州や準州における信託関連の法律は、理論的には殆ど似通っているために、ある州や準州で成立した受託者法のあたる特定の条文の意味についてその州や準州の裁判所で何らかの判断が下されますと、他の州や準州で成立した受託者法に盛り込まれている同じような規定について似たような事案が出てきますと、当該他の州の裁判所も、先に述べた州の判例の影響を強く受ける可能性があるという点が指摘できます。

一方カナダの各州において制定された受託者法は、1850年にイギリスで成立した受託者法の場合と同様に、いずれも各州の生い立ちを反映したものとなっています。沿海州として知られる三つの州、即ち、ノバスコシア州、ニューブランズウィック州およびプリンス・エドワード・アイランド州の受託者法は、遺産の管理と信託に関する現地の制定法から発展してきたものです。このような遺産の管理に関する法律と信託関連の法律との関係は、初期におけるオンタリオ州で制定された受託者法にも見受けられます。カナダの各州で19世紀に発生した信託関連の法律の成文化の動きは、1860年代のオンタリオ州を筆頭に始まったものですが、これによって成立した受託者法は、いずれも農業を基幹産業とするそれぞれの州の特質を反映したものとなりました。当時のオンタリオ州の信託関連の法律の大部分は、遺言に関する規定と、オンタリオ州南部所在の大規模人口密集地における家族承継的不動産処分に関する規定が中心となっていました。従って、各州で制定された受託者法はいずれもイングランドやウェールズの受託者法の規定を模範にした訳ですが、それと同時に、農園経営者や小さな都市部で商売を営んでいる自営業者のニーズも取り入れたものとなりました。ブリティッシュ・コロンビア州は、オンタリオ州より遅れて、19世紀半ばに州に昇格した訳ですが、同州の現在の受託者法を見ても、遺産の管理に関する規定ではやはりかなりオーバーラップする部分がありますが、沿海州3州やオンタリオ州の受託者法に見られるような、州そのものの成立の背景はその州における受託者法の特徴や性質に影響を及ぼしているというような形跡は認められません。中部草原地帯に位置するマニトバ州、サスカチュワン州およびアルバータ州3州の場合は、制定法としての受託者法の成立は比較的新しい為、どちらかという、イギリスの1888年受託者法や1893年受託者法に範をおいているという形跡が強く認められます。

ただ今申し上げたことから、カナダにおける制定法としての受託者法の現状について一

言いうとすれば、カナダの各州や準州における受託者法は、いずれも歴史の影響を大きく受けていると言っていいでしょう。どの州や準州の受託者法の場合にも、過去から受けた影響、特に遺産管理関係法の影響が顕著に見受けられます。しかしながら、お察しの通り、制定法としての受託者法の近代化の速度は、州毎に異なっております。私の考えでは、現在カナダで一番進んだ受託者法を持っているのはマニトバ州だと思います。マニトバ州の受託者法からは歴史の遺物ともいべきものは全て一掃されており、近代的な信託関連の法律にとっての最大の懸案事項であった遺産管理の問題は、受託者法のそのものの中に設けられている受託者に対する授權規定によって処理されるようになっていました。これと対局的な位置にあるのがブリティッシュ・コロンビア州の受託者法です。ブリティッシュ・コロンビア州の受託者法の場合は、1910年に最後の改正が行われて以来その後一切改正されていません。ブリティッシュ・コロンビア州の受託者法の規定の殆どは、何十年も改正の手が加えられていないというだけの理由で、現在では殆ど機能なくなってしまっており、制定法としてはかなりボリュームのある法律でありながら、訴訟においても、信託の管理事務においても、そのうちの僅かな規定しか発動されないという全く奇妙なことになっています。各州や各準州における受託者法も、最終的には、時代のニーズや要請にあったものにならなければならないと思いますが、それが何時実現するのかということになりますと、各州や準州の政府が抱えている政策上の優先順位の問題となってきてしまいますが、カナダの各州や準州における受託者法は、今までどのように変遷してきたかはともかくとして、一つ確かに言えることは、これ等の受託者法はいずれも、イギリスやオーストラリアやニュージーランドにおける場合と同様に、本質的には皆同じように、授權法的な性質を強めてきたということです。しかしながら、遺言によって信託を設定しようとする場合の遺言者その他の信託設定者は、依然として自分が良いと信じた規定があればこれを自由に信託設定の原因書面や遺言の中にこれを採り入れられるようになっているので、その意味においては、我が国の判例法や制定法では、信託設定者の意思が絶対とまでは言わなくても、依然として支配的な力を持っていると言えましょう。

IV 改正および近代化

カナダの各州や準州の制定法全集を一寸見ていただければ、殆どどの州や準州の場合も、制定法としての受託者法改正に際しては、それぞれの領域内で事業活動を行っている信託業者に対して信託財産の投資運用先として認められる投資物件の範囲を次々と拡大してきている傾向にあるということに恐らく気づかれることでしょう。特に沿海州3州の受託者法については、この種の法改正が顕著に見受けられます。これは、これ等3州の受託者法の場合は、昔からの信託の受託者が信託財産を投資して運用する場合に利用できる投資先が一定の範囲のものに限られており、信託設定者や遺言者が特に受託者法上の投資先規制の拘束を受ける必要がない旨の意思表示を特にしていたことが立証されない限り、この投資先制限規定を無視できないことになっていた為です。

カナダの各州や準州の受託者法にこの種の投資制限規定が採り入れられたのは、18世紀の中頃に起こったサウス・シー・カンパニー (South Sea Company) という会社の倒産事件がその契機となりました。同社の破産による被害を受けたり、怖じ気付いた多数の投資家が出てきた為、イギリスの裁判所は早速対応策を打ち出しましたし、最後には信託に余り関心を持たなかった立法府もようやく重い腰を上げました。この倒産事件では、信託業者が非常に投機性の高い株に投資して信託財産を運用していたということが明るみに出たために、同社の破産を契機にして、いわゆる「裁判所公認投資物件一覧表」ともいえるべきものが出現してきた訳です。これはどのようなものかと言いますと、信託の受託者は、大法官裁判所が承認した銘柄の公債にしか信託財産を投資してはならないというものです。その後成文化された受託者法では、遺言信託・生前信託の別を問わず、信託設定者より特に幅広い投資権限を認められていない限り、信託の受託者は、法律に添付されている別表中に記載されている一定の種類の株式や公社債にしか信託財産を投資できないことになり、法律上認められている信託財産の投資物件を別表として法律に付属させるという考え方がカナダの各州や準州における受託者法にも採り入れられた次第です。但し、マニトバ州の場合は、この投資先一覧表方式から完全に脱却しています。マニトバ州の場合は、投資運用先として認められている物件を法定するのではなく、「慎重原則(プルーデント・マン・ルール)」という原則を採用しており、いずれはこの「慎重原則」がカナダの全

ての州や準州の受託者法に採り入れられることになると思います。しかしながら、カナダの各州においては、受託者法の一部として信託財産を投資・運用する際に法律上認められる投資先物件を法定しておくという方法は、昔から国や州政府の傘下の公社にとっては、自分たちが発行した州債や国債だけを投資物件に指定する事ができるという誠に結構な効用を持っていたという事実があります。勿論現在ではそのようなことは沿海州3州でもなくなりはしましたが、この一事をみましても、カナダの各州や準州がカナダ全体の利益よりは、自分の州や準州の利益を優先させるという形で成文法としての受託者法を見ていたかが良く判ると思います。

現在のアメリカにおける制定法としての受託者法の規定を見てみますと、投資先物件を法定するという方式に変えて、「慎重原則」を重視する他に、近代的な「ポートフォリオ理論」に移行していることが判ります。「ポートフォリオ理論」の下では、信託の受託者が信託財産を正しく投資運用しているかどうかを判断するに際しては、信託が保有しているポートフォリオ全体を見て、信託が保有している総資産の範囲内で受託者が如何にリスクをよくバランスさせているかを見ることとなります。受託者法に定められている投資物件以外の「慎重に選択された投資物件」にも信託財産を投資して運用してもよいことを信託設定者が受託者に認めている場合に、果たして受託者が慎重に投資を行っているかどうかを判断するに際して昔から使われている判定方法として、信託の受託者が信託財産として保有している個々の投資物件をよく吟味して、これが果たして「慎重要件」と「最少リスク要件」を満たしているかどうかを判定するという方法がありますが、この判定方法は、依然としてカナダの各州および準州で採り入れられています。ポートフォリオ理論の下では、信託設定者は、希望すれば、何時でもこの制定法上のこの要件の適用を免除することができることになっており、その利点の故に、ポートフォリオ理論はカナダでも採用されるようになってきており、生前信託の設定者や遺言信託の設定者の中にもその信託設定の原因書面の中でこのポートフォリオ理論の採用を認める人達が出てきています。いずれにせよ、この近代的なポートフォリオ理論の出現は、我が国における制定法としての受託者法にとっては、我が国における信託関係の法律実務を補完したり近代化するものとは程遠く、むしろ法律そのものの近代化が疎かにされていることに因って、信託関係の法律実務そのものの質を低下させていると言えます。正直に言いますと、現代のポートフォリオ理論というものは、投資家の間でも一部議論の的となっておりますし、我が国の信託機関の一部か

らは反対さえ出ております。しかしながら、我が国の主要な州における信託の法律実務は、実際には既にそれぞれの州の受託者法によって認められている範囲の先を行っておりますので、将来の課題は、間違いなく、制定法としての我が国の信託関連の法律を真に実務に役立つものとする事であり、容認できるような実務面の展開を阻害するようなものであってはなりません。

アルバータ州とマニトバ州の両州でも、受託者法の成文化によって信託関連の判例法に変更が加えられております。この変更により、ある種の信託については、信託の設定期間満了時に受益者達が勝手に信託を清算して信託の残余財産を受益者間で分配することを禁じています。「ソンドース対ヴォーティエ (Saunders v. Vautier) 事件」の判例で確立された原則として、信託の受益者は、信託財産につき確定的な権利を有している者であると条件付き権利しか有していない者であるとを問わず、その全員が成人に達しており、法律上の完全な能力者である場合で、その全員の合意が得られた場合は、信託の受託者に命じて、信託設定の原因書面に定められている信託の本来の存続期間の満了前でも、信託財産を受益者に引き渡すよう命じることができると共に、引渡しを受けた信託財産については、受益者の判断に従ってこれを自由に受益者間で分配できるという原則がありますが、この原則に従いますと、信託設定者の意図は全く無視されることとなりますので、生前信託の場合であると遺言信託の場合であるとを問わず、信託の設定者や信託設定者の依頼を受けて遺言や信託設定の原因書面の作成に携わる弁護士は、このような原則を振りかざされて受益者に勝手な振る舞いをされないように、慎重を期する必要があります。そのためには、信託設定証書や遺言を作成する場合には、必ず信託の受益者の中に未成年者や将来生まれてくる子供達を含めておくようにする事が肝要です。この種の受益者は代替受益者として指名しておくのが普通です。こうしておけば、受益者全員が必ずしも確定できないことになるだけでなく、受益者全員が法律上の能力者であるという要件が満たされないこととなりますから、先に申し上げた原則は適用できないこととなります。

しかしながら、イギリスでは1957年以降、カナダの各州や準州ではその後において、未だこの世に生まれていない者が受益者の一員として指定されていたり、法律上の無能力者が受益者となっているような信託の受益者は、信託設定の原因書面の規定に変更を加えた方が受益者全員のためになると判断した場合は、裁判所に法律上の無能力者たる受益者や未だこの世に生まれていない受益者の為の代理人となってもらって、信託設定の原因書面

中に定められている規定を変更することにつき承諾を与えて欲しいとの内容の申立を裁判所に行えるようになりました。制定法によるこの法改正は、信託設定者の意図を見境無く無視するようなことを防止し、信託の運営が弾力的に行えるようになった反面、特に信託にとって不利益となるような税制改革が行われた場合にこの不利益を避けるために信託の受益者側が信託設定証書の規定を手直しできるという点において、非常に歓迎され、上手く機能しています。数年前にアルバータ州とマニトバ州では、信託設定証書や遺言書の作成にあたる本人やその弁護士が「ソンドース対ヴォーティエ事件」の判例によって確立された原則の存在をとかく見過ごしてしまう為、信託設定証書や遺言に定められている規定を変更しようとする受益者はいずれにせよ裁判所にその承諾を求めてくるという事例が多いことに着目して、同事件の判例によって確立された原則そのものの適用を全面的に止めてしまった方がよいと考えました。この原則の存在をうっかり見過ごしてしまうということになると、信託の設定者や遺言信託の場合における遺言者が実際に何を望んでいたかによっては大変不幸なことになる可能性がありますし、ましてや信託設定者が希望していたことが無視されることになってはなおさらです。そこでアルバータ州とマニトバ州では、法改正により、特定の信託についてだけでなく、全ての信託につき、信託設定の原因書面に定められている規定を変更しようとしたり、信託を終了させようとする場合、信託の受益者は必ずこれにつき裁判所に申し立てて、裁判所の承認を得なければならないようにしたのです。裁判所に行けば、審理の過程において、信託設定者の意図が果たしてどのようなものであったかや、受益者となっている家族のニーズに照らして全ての関係当事者にとって最善の対応策が何であるかどうかを裁判官が正しく見極めてくれる筈だと考えた訳です。確かにこの法改正は非常に上手く機能してはいますが、当初考えていた程効率的に運用されているとは言えないと思います。恐らくこれは裁判官の大部分が依然として、信託の受益者は、その全員が法律上の能力者でありかつ受益者として確定している場合は、自分達の思い通りに信託を終了させることができるという判例法上の立場に固執しているからだだと思います。その結果裁判所は、ややもすると、受益者や受託者を含めた関係者全員が信託設定の原因書面に定められている規定を変更したり、信託を終了させたがっているとしてその旨の申し立てを受けると、それ以上詳しく調べずに、簡単に信託設定の原因書面の規定の変更や、信託の終了を認めてしまう傾向があります。いずれにせよ、アルバータ州とマニトバ州の両州においては、非常に興味のある法改正に踏み切った訳ですが、カ

ナダのそれ以外の州や準州では、ソングース対ヴォーティエ事件の判決によって確立された原則に従って信託の受益者全員が法律上の能力者でありかつ受益者として確定している場合は、その全員の承諾があれば、信託を終了させることができるとの立場に立っている訳ですから、アルバーターとマニトバ両州におけるこの法改正は、カナダの他の州や準州においては議論的となっております。

V オンタリオ州の1984年信託関連の法律白書

次にオンタリオ州の法制改革審議会が1984年に発表した信託関連の法律白書について一寸話をしておきましょう。この白書は全2巻からなる書物で、この中には制定法としてのすべての受託者法が網羅的に取り上げられて、論じられており、過去から現在に至るまでの受託者法の課題や、現代における受託者法のあるべき姿、受託者法が果たすべき役割等が論じられています。幸いにして私自身は、この審議会がこの白書の作成に当たっている大部分の期間中、この白書作成プロジェクトの責任者として名誉ある地位に任じられておりました。私の口から言うのも手前味噌のようですが、この白書は、受託者法と信託関連の法律の中に占める受託者法の位置に関して発表された白書としては、1945年以来最も内容的に充実したものであると言ってよいと思います。実際この白書は、19世紀中盤に制定法としての受託者法が誕生して以来、受託者法とその地位と役割を本格的に論じた白書としては、数あるコモン・ロー法域に属する国や州の中でも、最初のものであると言ってよいでしょう。この白書は、英連邦に属するすべての国でも大変評判となっておりますし、私の口から言うのも何ですが、21世紀の受託者法のあるべき姿について大変示唆に富んだ数々の提言を分かり易く述べた書物ですので、是非一読されることをお勧めします。

今回の講演の残りの時間を使って、皆さんと一緒にこの白書の内容を読んでみて、オンタリオ州の法制改革審議会が何を考えているのかを、説明することにします。法制改革審議会は1968年からこの白書の作成に取り掛かっていたことは、皆さんもご承知のことと思います。私が同審議会の委員長に任命されたのは1972年のことですが、1984年ようやく白書発表に漕ぎ着けられたのです。追い追いか話しますが、そこに至るまでの十数年の間に、審議会としては論議すべき事項や提言の対象とすべき事項については、いろいろな角度からの審議が行われた訳です。

審議会が最初に取り組んだ課題は、受託者法の制定・改訂をいつまでも続けてゆく必要があるかどうかという問題でした。既に説明したとおり、受託者法は、その成立以来、常にもう一方にある膨大な判例法を補完するという性質や、授権法的性質を有する法律として存在してきた訳ですが、信託の実務に大きな変化が生じる都度受託者法の見直しと改正が出来てきた訳でもないので、受託者法はあくまでも信託がらみの過去の手続上の問題や

実務上の問題を解決できるだけであり、今日解決を必要としている問題については何の役にも立っていないという声も世の中には確かにあります。しかしながら、審議会としては、信託の管理運営を手助けできるという権限は何時の時代にも裁判所にとっては必要な権限である筈であると考え、そうだとすれば、それだけで受託者法の存在理由はあると判断した訳です。信託の管理運営を巡る法律問題に関して信託の受託者は裁判所のアドバイスや命令を仰げるのが当然ですし、信託違反行為については厳格な責任が認められている以上、条理に従って行動したにも拘わらず信託に損害を与えてしまった受託者については、その損害につき責任を負わせるのが酷であると特に認められるような場合は、受託者の責任の全部または一部を免除する権限を法律により裁判所に認めておく必要があると思います。

更に、審議会は、信託財産についての所有権を取得してこれを保有する権限や法律上有効な行為として第三者に対して信託財産を譲渡する権限を信託の受託者に認める必要があるとの認識に立っています。コモン・ローの観点からすれば、信託の本質はあくまでも、信託財産については、信託の受託者が、その絶対的所有権者と同じように、これを保有し、処分することであり、信託財産についての包括的な処分権を受託者に認めているところにこそ信託の概念の価値がある訳です。今日では、遺言信託も生前信託もその殆どがタックス・プランニング型の信託となっており、従って、これ等の信託設定の原因書面の内容は一番新しい税法の規定に対応できるようになっていなければならないことについては、審議会も十分理解していますが、審議会側は、個人レベルのエステイト・プランニングの分野では、大多数の信託設定原因書面については、信託設定者が信託設定の原因書面中で特に排除の意思表示をしていない限り、制定法上信託の受託者に認められている権限を活用できるような形で信託設定原因書面を作っておいた方が得策ではないかとの考えに立っています。受託者の立場からすれば、自分達が行使している権限が制定法に定められている通りの表現では信託設定原因書面中に明記されていれば、少なくとも信託設定原因書面に定められている受託者の権限に関する規定の意味をわざわざ裁判所の手を煩わしてまで云々される虞はなくなるので、好都合でしょうし、このようにしておけば、信託設定原因書面も長たらしいものにならずに済みますし、結果的には受託者の仕事もやり易くなる筈です。従って、審議会としては、両方の顔を立てた訳ではありませんが、制定法としての受託者法の存在は引き続き必要であるとの結論を打ち出した訳であり、その結果審議会としては、次の課題として、制定法としての受託者法のあるべき姿を検討することになった

訳です。

この点に関して、審議会は、考えられる道として、次の二つの道を検討しました。第一の道は、世紀の変わり目を迎えて、信託関係法を一本化して受託者法として法典化するという道です。第二の道は、従来通り受託者法を授權法的・補完法的性質の法律として存在させてゆくという道です。審議会としては、法典化すれば諸々の信託関係法を一本の法律に纏められることになり、そうすれば、信託関連の法律の利用者にとってはこの一本化された法律を規範として仕事を行えばよいという利点があると考え、その点についてはカリフォルニア州やルイジアナ州を始めとするアメリカ合衆国の諸州で行われた法典化の作業に感心していたのですが、最終的には、受託者法を我が国の伝統である授權法的・補完法的色彩の法律として今後とも存在させてゆく方がよいとの結論に達した訳です。審議会は、この結論に至った理由として、幾つかの理由を掲げています。信託関連の法律の不明確な点を明確化したり、信託関連の法律に変更を加える必要が生じたときは制定法としての受託者法を新たに制定したり、改正するのが従来からの手法ですが、審議会としては、もしも判例法が十分かつしっかりしたものであるとすれば、わざわざ信託関連の法律を法典化してこれを判例法と置き換えるということは、法的安定性を損なうことにしかならないのではないかと考えたのです。これは非常に説得力のある議論です。確かに、判例法としての信託関連の法律が十分理解され、揺るぎないものとして確立されているのに、わざわざ成文化したりすると、信託関連の法典の中に書かれている規定の実際の意味を巡って訴訟が起きてくる可能性が常にあります。法典化されると、これによって従来判例法が変えられてしまったのではないかと、逆に法典そのものが判例法の方を堅持するという色彩の強いものだったりすると、信託法典中に定められているある事柄が問題になったりすると、それに関連する別の事項について信託法典の他の部分に定められている規定とどうすり合わせをしてゆくのかという問題が生じてきます。これ等の問題は、国や州毎に独自の先例拘束主義や制定法の伝統を持っているコモン・ロー法域に属する国や州においては、信託関連の法律の法典化にどれだけの意味があるのかを考える上で、起こってきて当然のものであります。実はこれと同じような問題は、何年か前にイギリスの法律委員会が遂に契約法の法典化を断念した際に、イギリスの法律専門誌上で盛んに議論されておりました。

おそらくオンタリオ州の法制改革審議会は、もし信託関連の法律の法典化に踏み切ったとしても、結局は判例法としての信託関連の法律のうちのかなりの量を受託者法から削ら

ざるを得なくなること気がついて、受託者法を我が国の伝統である授權法的・補完的色彩の法律として今後とも存在させてゆく方がよいとの結論に落ち着いたものと思われま
す。同審議会の調べた範囲では、受託者法の守備範囲を拡大して営利目的の信託やビジネス・トラストまでをもカバーするような法律としているような国や州は世界中どこを探してもなく、多少なりとも受託者法の守備範囲を拡大して公益信託までを受託者法の守備範囲の中に取り入れようと考えているところも、きわめて少ないという結果がでています。勿論問題は、信託関連の法律を成文法化するとなると、ビジネス・トラスト、営利を目的とした信託、年金信託、公益信託、制定法上の信託のそれぞれがどうしても別個の条文を必要とすることになります。信託の受託者の地位の法律上の位置づけや、その地位に伴う権限に関する規定は、受託者の任命、退任および解任に関する規定や、個人的な信託や家族信託の受託者に認められる権限規定等とは全く性質を異にするものです。それだからこそ、受託者法は細かな具体的条文からなる法律となっているのであり、信託関連の法律全体を一本の法典に纏めてしまっても得るところは少なく、むしろ失うものの方が多いと考えたのでしょう。

この事を念頭に置いて、審議会は次に受託者法でカバーすべき事項をどの範囲までとするかの検討に入りました。審議会が最初に頭を痛めたのは、受託者に課されている信託上の義務の問題であり、この点について制定法を以て判例法に手を加えたり、判例法のあいまいな点を明確にしたりする必要があるかどうかという問題でした。審議会のメンバーは、この際信託の受託者が負うべき注意義務の範囲とその主旨をはっきりとさせるいいチャンスであると考えていたので、この問題に関しては、先に述べた信託関連の法律全体の法典化は断念するとの決断とは一応別扱いとして、成文法化の道を選ぶとともに、従来より論争的になっていた無報酬で受託業務を引き受けているアマチュアの受託者と比べて業として受託業を営むプロの信託業者には高度の注意義務を課する必要があるのではないかという点をカバーした条文を盛り込むことにしました。審議会としては、この点については、当然差異を設けるべきだとの認識に立った訳です。これは当面はオンタリオ州だけの制定法による判例法の手直しということになりますが、コモン・ロー法域に属するカナダの他の州や準州でも同じ道を歩むことになるでしょう。信託の受託者は、信託の健全運営の観点から特に認められる場合以外は、その業務を他に委任してはならないという原則がありますが、審議会では、この原則の是非も検討し、信託の受託者は、信託設定原因書面中

において特に委任が認められていない限り、裁量権を行使して特定の受益者だけに信託財産から支払いを行うべきかどうかというような重要事項についての決定権を他人に委任できないようにするのが望ましいとの答申を行っております。審議会では、信託の受託者の個人的利益と受託者としての義務との間に利益相反関係が生じた場合における原則についても検討を加え、この点についても従来の法原則に風穴をあけることになるような興味ある改革を加えるのが望ましいとの答申を行っております。信託の受託者の個人的な利益と受託者としての義務が衝突することはよくあることですが、この場合でも引き続き同人に受託者としての業務を行わせた方が受益者全体のためになるという場面も実際よくあります。この種の人には得てして特定の事業に優れた知識と手腕を持っており、たまたま同人を受託者に任命しようとしている信託が同人と同じような事業を営んでいる場合には、同人を受託者に任命すると、同人の個人的利益と信託の利益とが衝突するような場面では、同人が自分の個人的利益の方を優先させるかもしれないというリスクが確かにあっても、信託の受益者全体の利益のためには、敢えて同人を受託者に任命した方が得策だという場合も十分考えられます。この点について審議会は、既に信託の受託者に就任している者がこの種の利益相反行為を行おうとしたり、この種の利益相反関係に立つ可能性のある者が信託の受託者に就任しようとする場合は、予め裁判所に申し立てて、裁判所の許可を得させようとするのが望ましいとの答申を行っております。勿論裁判所として万能ではなく、この種の申し立てを受けても、すべての事実関係を掌握できる訳ではないので、知らずに許可を与えてしまうと、不幸な結果になってしまうという危険も決してない訳ではありません。その結果、審議会としては、このような利益相反関係が存在する場合でも、申し立てを許可する権限を裁判所に認めるのが望ましいとする一方で、このような権限を裁判所に認めれば、結局原則的には、多くの信託の管理運営の円滑化につながるとして、しっかりと正しい訳の道を確認した訳です。

審議会は、信託の受託者の基本的な信託上の義務の問題から、次に受託者の任免および退任の問題に目を向けております。今まで申し上げてきたとおり、受託者の任免および退任の問題は、常に制定法としての受託者法で取り上げられてきた問題であり、今回の審議会における検討に際しても、当然問題となりました。審議会としては、わざわざ裁判所の手を煩わせなくとも、信託の受託者の手で追加受託者や受託者の業務を代行する職務代行者を任命したり、受託者の退任や辞任を認めたり、受託者が病気に罹ったり死亡した場合

の後任の受託者を任命したりできるように受託者の権限を出来るだけ拡大し、以て受託者が欠員となって信託の管理運営に支障を来すことがないようにしたいと考えた訳です。他の多くの州や準州でもそれぞれの受託者法に定められている受託者の任免および退任関係の規定にはいろいろ手を加えなければならない点が多々あります。この点については、審議会が出した白書の第3章に非常に詳しく論じられていますので、これを是非お読みください。この点について審議会は、信託の受託者達がわざわざ費用と時間を掛けて裁判所の手を煩わせずに効率的に信託の管理運営に当たれるようにするにはどうするのが一番よいのかという点に主眼をおいております。

審議会は次に信託の受託者の信託事務の管理運営権の見直しをしています。私の考えでは、白書のこの部分の最大の成果は、その第4章にあるように、信託事務につき信託の受託者に認められる各種の管理運営権を列挙したことです。ここに列挙されている権限は、いずれも信託設定の原因書面の作成に当たったことがある人なら誰でも馴染みの深いものですが、今回個人的な信託や家族信託の受託者に一人一人に認められる基本的な管理運営権としてここに列挙されている権限には、一つの共通したテーマが認められます。信託財産から生ずる利益について受益権を有する受益者と信託の基本財産につき受益権を有する受益者との間で信託の収入と支出をどう分配し、費用を分担させるようにすべきかという点に関しては、審議会はここでも、19世紀当時からある細かな原則にとらわれて信託の事務が滞らないよう配慮する一方で、今日的状況の下で受益者間に不公平が起きないように衡平の原則にかなった信託運営ができるように、受託者に十分な裁量権が確保されるよう慎重に配慮しています。厳密に言えば、19世紀当時からある細かな原則の殆どは今日的状況の下で妥当しなくなっており、今日の問題に対応するには時には全く役に立たないものもあります。そこで審議会は、お得意の解決方法で、信託の受託者がその職務を正しく遂行するための資質を熱意とを兼ね備えていることを信頼して、受託者に裁量権を認めることにしたのです。

信託の受託者に認められている信託財産に関する権利を発生させたり、移転したり、消滅させたりするような権限については、審議会は、扶養権や、前払い権や、イギリスでよく知られている保護信託で対応しています。審議会では、信託の受託者間における分担金の負担や損害補償についても検討を加えるとともに裁判所の命令による信託の変更や解除についても検討を加えた上、ここでは、アルバータ州やマニトバ州で既に説得力ある見解

として支持されている「裁判所によって信託事務の管理運営権を変更できる範囲を拡大して「ソーンダース対ヴォーティエ事件」の判決によって打ち立てられた原則が適用できるような場合にもその範囲が及ぶようにする時期にきている」という見解を採用しています。「ソーンダース対ヴォーティエ事件」の判決によって打ち立てられた原則は、信託設定者の真の意図を見極めて実現するという点からは、米国の信託関連の法律政策と同様に、疑問視されている向きも無きにしもあらずですが、税制の大幅改革に直面して困ってしまっただけで信託を終了させたいと考えている依頼者をなんとか助けたいと考えている弁護士の立場から見れば、依然として極めて貴重な原則であるとの認識が多くの法律実務家の間に定着しているため、審議会の今回のこの提言は、トロントでは大きな論争的となったことだけを正直につけ加えておきましょう。最後に、審議会は公益信託にも言及していますが、この分野の問題は後日審議会による全面的な調査が完了するまで棚上げにするよう答申しております。

白書の中で提示されているいろいろな新しい考え方についても論ずることが出来れば幸いなのですが、白書を自分自身の目でお読みいただければ、裁量分配信託 (Discretionary Allocation Trust) という考え方と、パーセンテージ信託 (Percentage Trust) という考え方は、今まで実務面でも殆ど見かけない非常にユニークな考え方ですが、複数の信託の受益者各員に対して認められている受益権の内容が互いにどのように異なっていくとも、この複数の受益者全員を衡平の原則にかなった方法で扱うには、信託財産の運用収益や値上がり益という信託財産の管理費用や税金を受益者全員の間でどう分配し、分担させるべきかという問題に対応したものであることに気付かれるでしょう。私の考えでは、信託財産に関する権利を発生させたり、移転したり、消滅させたりするような権限について論じたこの章は白書の中の数ある章の中でも最も面白い章だと思います。ともかくアイデアが斬新ですから、これを活用すれば、オンタリオ州の受託者法は必ずや英連邦加盟諸国の中でも最も近代的なものとなるに相違ありません。

ところでオンタリオ州法制改革審議会が信託関連の法律白書を発表してから既に早や8年(1992年当時)が過ぎましたが、オンタリオ州政府当局が未だに白書の内容を実行に移していないのは残念です。法律を改正しようとする場合に常について回る問題に政権交代の問題があり、新たに政権の座に就いた政党にはその党独自の政策優先順位があるのが普通です。オンタリオ州の信託関連の法律白書も同じ目に遭っています。白書が発表された

当時の政権はその後間もなく政権の座を降り、前の政権とは異なる主義主張を唱える別の政党が政権の座に就いておりますが、白書の内容そのものは、オンタリオ州の法曹界による検討に付されており、オンタリオ州法曹協会に設けられた特別委員会のたぐい希な委員長の指導の下、同委員会からは、白書の内容に対する法曹界の反響について纏めた貴重な報告書が発行されております。問題は目下オンタリオ州政府の下で詳しく検討されている筈であり、現在のオンタリオ州政府当局自身も州内における遺産管理のあり方についての白書を発表しているのです。これ等両白書の内容が実施に移される可能性もあります。

VI 結 論

コモン・ローの特定分野についての法典化の時期がきているのかそれとも同分野における制定法の役目はあくまでも判例法としての実体法を補完するだけのものに留めておくべきかは、個人個人の見解に属すべき事柄だとは思いますが、私個人の見解としましては、信託関連の法律の分野においては、英連邦加盟諸国における制定法としての受託者法の役割はあくまでも授權法的性質と判例法を補完する性質の法律に留まるべきだと思います。信託の受託者は制定法としての受託者法を成文化された信託関連の法典と見なせるようであればならないという議論は確かに説得力のある議論ではありますが、私自身としては、このような考え方はどうもコモン・ローの伝統の世界における制定法の役割と一寸違うのではないかと思います。この点についての専門書の出版が必要であるというのであれば、私も無条件に賛成ですが、信託の受託者の仕事の手助けになるような学殖に富んだ専門書や手引書の出版は学者や実務家の役割だと思います。コモン・ロー法域に属する世界各地の国や州等において判例法としての信託関連の法律が強い力を持ち続けてこられたのは、判例法一般に言えることですが、その時代特有の問題やその時代の実務上の要請を反映した法律判断が下せるような完ぺきな柔軟性が裁判官に認められていたからに他ならないと思います。制定法としての受託者法を時代に遅れないように近代化してゆくだけでも大変な仕事ですし、法律家の手になる判例集や判例解説書が担っている役割を制定法に肩代わりさせるべきではないという強硬な意見の持ち主も多数います。いずれにせよ、授權法的性質と判例法を補完する性質の制定法を以てすれば信託関連の法律のうち改革や近代化を必要とする分野の改革と近代化は十分出来る筈であり、それと同時に、裁判所においても法律事務所においても、信託の管理運営をやり易くするような書類の作成や手続の効率化が促進される筈です。私としては、コモン・ロー法域に属する州や国々はいずれもこの問題に正しい取り組み方をしていると見ております。法律がらみの問題につきこのような見方ができるのはむしろ稀とすべきですが、私としては、過去においても現在も、よくできている制定法としての受託者法は、時代の要請にあわせて適宜改正してゆけば、十分その役割を果たしてゆけるものと考えております。

逆に、現在の制定法そのものも決して十分なものではなく、信託関連の法律に改正を加

えなければならぬ場合や、制定法に判例法を補完する役割が演じられる余地があるとするならば、政令や省令等をもっと活用すべきだとの強力な意見もあります。政令は既に州政府の閣議了解を得ており、州の副総督の名で公布されています。巷間言われているように、確かにこれは手取り早くかつ弾力性のある方法であり、このような方策を講じておけば確かに今後行われる補完的な立法は現在のまま行うよりはより近代的なものとなるでしょうが、この問題を考える際は、各人名様の考えがあると思いますが、大陸法系の法典は時代にマッチしないものとなってしまっており、抜本的な改正が必要だが、成文化された法典を改正するとなるとその手間暇は人変なものとなるとの話をよく大陸法学者から聞かされますが、大陸法の国の法律家にとっても、コモン・ロー法域の法律家にとっても、この問題の解決はどれも容易ならざるものようです。

しかしながら、オンタリオ州の法制改革審議会が1984年に信託関連の法律白書を出してから8年がたった今（1992年当時）になって私の見るところ、コモン・ロー法域の国や州における信託関連の法律に関する限り、同審議会が成し遂げた仕事は、この分野の法律に関する最大の業績の一つであると言ってよいと思います。同審議会が打ち出したアイデアは受託者法の果たすべき役割についての考え方の面においても、同法の改正と近代化に関する提言の面においても、想像力に富んだものであったと言えるでしょう。実際、お読みになれば分かる通り、白書の巻末には審議会の提言しているすべての改正点を盛り込んだ全く新しいオンタリオ州受託者法の草案が掲載されています。今日に至るまで、私は同審議会の起草になるこの草案は非常に進んだ、素晴らしいものであると評価しており、今後もこの評価を変えるつもりはありません。勿論この草案にも欠点がないわけではありません。たとえば、投資に関する「慎重原則」の良い面を無視せずに、近代的な「ポートフォリオ理論」を取り入れることもできたのではないかと思いますし、白書発表の後に審議会が行ったアンケート調査でも特にそれ以上傾聴に値するようなものは出てこなかったと思いますが、信託の受託者の個人的利益と受託者としての義務の間に利益相反関係が生じるような場合には裁判所に申し立てて許可を取らせるようにしたらどうかという審議会の提言は、その意図するところは正しくとも、果たしてうまくゆくものであるかどうかということになると、私としてはもう一つ自信が持てません。裁量分配信託とかパーセンテージ信託というようなものを取り上げるのは受託者法の役目ではないという議論もありましょうし、このようなものは実務家として弁護士の仕事として残しておけばよいのだという

考えもありましょう。私見では、これ等は確かに欠点といえば欠点に相違ありませんが、小さな欠点に留まるものと思います。

しかしながら、カナダとしては、従来の伝統に従って、信託関連の法律分野の制定法は授権法的な性質を持ったものだけに留めておくべきか、それとも新たに審議会を設置して信託関連の法律の法典化を目指すべきかは、この際敢えて皆さん一人一人の判断に委ねたいと思います。皆さんの考えはおそらく法典化の方に傾いているのではないかと思います。今日の講演が、コモン・ローの伝統の中であって、何故我々が裁判官の手による発展が期待されている理論法学を重視しているかを理解する上で多少とも助けになれば幸いです。裁判官は十分な法律実務の経験を積んだ老練の弁護士の中から選ばれる人達ですし、事実裏付けられた能力と学殖を是非法廷でも発揮してもらいたいと期待すると同時に、法曹の一翼を担う立派な先輩として尊敬している訳です。信託関連の法律を巡る今日の問題としては、信託財産の投資運用先を選択するに際し信託の受託者は社会要因や政治要因を考慮に入れるべきかという問題や、信託口座を管理しているために信託上の義務を負っている銀行や信託会社は、信託の受益者の信頼を裏切った場合はどこまで責任を負う必要があるかという問題や、公益の拡大を図るといふ大義のためには法律上政治的圧力をかけることも許されるかという問題等、一寸考えただけでも大きな問題がたくさんありますが、このような訳で、我々としては、これ等の問題の解決を裁判官に期待したいわけです。信託関連の法律のように何世紀にも亘って裁判官の手で時代に即した形で発展させられてきた法律分野では、授権法的性格を有する法律の制定を以て社会のニーズに対応してゆくというのが立法府の正しい対応の仕方であると見るのが自然だと思いますが、皆さんはどうお考えでしょうか。

[注] 本原稿は、ヴィクトリア大学(カナダ)のD.W.M.ウォーターズ教授が平成4年10月29日に(財)トラス60において行った講演を新井の責任で翻訳したものを基に、それを敷衍し、若干の解説を加えながら執筆したものであり、講演形式を残しているのもそのためである。



オーストラリア信託法における
事業信託の若干の問題

道垣内弘人

目 次

- I はじめに
- II 事業信託の受託者は、受託者たる法人の取締役に対して個人責任を追及できるか
 - 1 問題の所在
 - 2 信認関係
 - 3 他の法律構成
- III 事業信託の取引の相手方たる債権者は信託財産を自己の債権の引き当てにできるか
 - 1 問題の所在
 - 2 受託者の有する信託財産からの補償請求権への代位
 - 3 受託者に有する受益者に対する補償請求権への代位
 - 4 受託者たる法人が破産したときの特別問題
- IV むすびにかえて

I はじめに

(1) オーストラリアは、1986年にイングランドの枢密院司法委員会への上訴権を最終的に廃止し、制度上はオーストラリア法とイングランド法とは完全に別個のものとなった。しかしながら、法統一の制度的な保障はなくなっても、オーストラリアを含むコモンウェルス諸国の法がイングランドにおける判例・立法の強い影響下にあることは変わりなく、イングランド法と比べて特色のあるオーストラリア信託法の問題を採することはかなり困難である。

しかし、他方で、最近では、オーストラリアの判例（あるいはカナダの判例）がイングランドの判例に影響を与えるという現象も生じつつある⁽¹⁾。その原因としてはいくつかのものが考えられるが、仮に同じ内容の法が支配しているとしても、今までにない事例がイングランドの裁判所よりもオーストラリアやカナダの裁判所に係属することは十分にありうるのであって、むしろ当然というべきかもしれない⁽²⁾。信託法の領域においては、事業信託 (trading trust) に関する問題がその例となる。

(2) ここにいう事業信託とは、「信託条項の定めにより、受託者の保有する信託財産が事業の執行のために用いられる」信託⁽³⁾を指しており、同様の信託はアメリカ合衆国にもイングランドにも見られる。そして、アメリカ合衆国におけるビジネス・トラストについては、これまでもしばしば詳しい紹介・検討が行われてきた⁽⁴⁾。しかし、アメリカ法とイングランド—オーストラリア法とでは、その規律にかなりの差異が見られるのであり、後者の法系における事業信託について不十分ながらも紹介を行っておくことには一定の価値があろう。アメリカ法だけでなく、コモン・ロー諸国の法全体に検討の幅を広げる、というのは、本研究会の重要な目的のひとつなのである。

(3) とはいえ、本小稿において、オーストラリアの事業信託について、全般的な紹介をすることはできない。オーストラリアの事業信託においては、資本金のごくわずかな名目的な法人が受託者になることが多い、という事態から生じる問題点のいくつかについて、事例を中心としながら、簡単な紹介をするにとどまる。具体的には、事業信託の受益者

は、受託者たる法人の取締役に対して個人責任を追及できるか、という問題と、事業信託の取引の相手方たる債権者は信託財産を自己の債権の引き当てにできるか、という問題である(5)。

この2つの問題の共通の背景となっているのは、事業信託においては法人が受託者となることがしばしばあることである。そして、その法人も当該事業信託において受託者となる目的で設立されるのであり、資本金は名目的な額となっている。

以下、2つの問題を順に検討していく。

II 事業信託の受益者は、受託者たる法人の取締役に対して個人責任を追及できるか

1 問題の所在

通常、信託において信託財産が濫用された際に受益者に認められるのは、受託者の責任を追及することである。しかし、事業信託においては、当該法人の責任を追及しても得られるところがない。I(3)で説明したように、資本金は名目的な額なのである。そこで、当該法人の取締役の責任を追及できないか、ということになってくるが、事業信託の受益者は受託者たる法人の株主とは限らないので、株主として取締役の責任を追及することはできない。そこで、信託受益者としての資格で受託者たる法人の取締役の責任を追及し得ないか、が問題となってくる。

2 信認関係

まず、通常の信託の事例において、受益者はどうして受託者の個人責任を追及できるのか。これは、受託者が受益者に対して信認義務を負うからである。そうすると、当該取締役が受益者に対して信認義務を負うといえれば、受益者は受託者たる法人の取締役の責任を追及しうることになる。

しかし、原則としては信認義務の存在は否定される。

「受託者会社が受託者としての資格で保有している財産に関して、受託者会社の取締役が、信託受益者に対して信認義務を負うということを確認している先例はない。」

(Hurley v. B. G. H. Nominees Pty. Ltd. (1982) 1 A. C. L. C. 387 (未見))

のである。

3 他の法律構成

そこで、学説上は、他の法律構成によって受益者が受託者法人の取締役の責任を追及する可能性がないか、検討されている。代表的なのは、取締役に対して擬制信託の受託者としての責任を追及していく方法である。

擬制信託の成立が認められる場面は数多くあるが、そのうちの一つに、「信託違反の財産処分について、それが信託違反であることを知った上で協力した場合、その協力者は処

分された財産につき擬制受託者として責任を負う」(6)という類型がある。仮に、受託者法人の取締役が当該法人のした信託違反につき、「それが信託違反であることを知った上で協力した」といえる場合には、擬制受託者としての取締役の責任を受益者が追及しうることになる。そして、取締役は当該法人の行っている取引行為について知っていると考えられるし、かつ、当該法人の代理人としてそれに協力しているわけだから、ほとんど常に擬制受託者としての責任を追及できそうである。

ただし、違反となる事実の認識で足りるか・法的に違反であることを認識している必要があるか、単なる違反で足りるか・不誠実かつ詐害的な意図が必要か、等について、仮に厳格な解釈がとられるならば、取締役の責任追及はそれだけ難しいものとなる。このあたりは、未だ判例上、解釈が十分に確立しているとは言えないようである(7)。

III 事業信託の取引の相手方たる債権者は信託財産を自己の債権の引き当てにできるか

1 問題の所在

信託財産の権原は委託者から受託者へ移転している。しかしながら、その財産は受託者の個人財産を形成せず、受託者の個人的な債権者はその財産を自己の債権の引き当てにはできない。これはよく知られていることである。それでは、受託者が信託の執行として契約関係に入った場合、その債権者は信託財産を自己の債権の引き当てにできるだろうか。一見、このときは当該債権者は信託財産から弁済を受けられそうだが、実は、これも原則的には否定される。「信託財産は法人格を有せず、法がそれを責任を負う主体としてみなすことはできない。」(8)のであり、受託者のみはその債務について個人的に責任を負うのである。受託者として行動しているときには違いが出そうだが、「一般的かつ基本的な命題として、コモン・ローは受託者を、付加的なあるいは限定された法人格を有するものとして認めない。」(9)のである。

ところが、先に述べたように、事業信託の受託者は名目的な資本金しか有しない法人である場合が多く、受託者が負う個人責任には限度がある。そこで、いくつかの方法が検討されることになる。

2 受託者の有する信託財産からの補償請求権への代位

すでに述べたように、受託者は、信託の遂行として債務を負った場合にも、みずから個人的な支払義務を負う。しかしながら、受託者は信託財産にそれを求償することができる。そこで、債権者がこの求償権に代位して、そこから弁済を受けることができないか、が問題となる。

この問題については、*Vacuum Oil Co. Pty. Ltd. v. Wiltshire* (1945) 72 C. L. R. 319 で次のように明確に判示されている。すなわち、

「遺言執行者が事業の執行により生じさせた責任は彼の個人的な債務であり、相手方たる債権者は遺産について直接の求償権を有しない。しかし、遺産について権利を有する者を拘束する権限の下で遺言執行者が行動した場合には、遺産についての権利者の権利は、遺言執行者がその義務と権限を適切に履行したことによって生じた責任に

ついて遺産に求償していく権利に劣後することになる。遺言執行者は、受益者その他類似する者が当該財産について有する権利に優先する担保権を、当該資産について有するのである。しかし、死亡者の債権者の権利は……遺言執行者の担保権に劣後することがあってはならない。遺言執行者がその事業の執行の過程で債務を負った相手方である債権者は、遺言執行者の個人的責任をあてにして取引をしているのだから、遺産について直接の権利を有することはないが、エクイティにおいて、遺言執行者の有する求償権又は担保権に代位することができるのである。この原理は、Ex parte Edmonds ((1862) 4 DeG. F. & J. 488, at 498)で簡略に示されている。すなわち、『事業の執行を指示されている遺言執行者や信託受託者は、執行に用いるよう指示された財産から補償を受ける権利を有し、当該取引の債権者はその権利から利益を受ける資格を有する……』]

しかしながら、この補償請求権への代位は、常に有効な方法ではない。まず、要該取引が当該信託において認められている取引でなくてはならない。当該取引が信託違反のものであるときには、受託者はその取引から生じた債務の介済に要した費用に信託財産に求償することができない。これは、取引の相手方がそのことについて善意であっても同じである。また、受託者は上記の補償請求権を有する一方で、信託違反行為によって信託財産に損害を及ぼした場合には信託財産に対して補償義務を負う。そして、このとき、補償請求権は補償義務を差し引いた額でのみ成立されると考えられている。したがって、仮に当該取引自体が信託違反のものでないときも、別に信託違反があり、受託者の求償権が全体として成立していないときには、代位する対象が欠けることになるのである⁽¹⁰⁾。さらに、当然のことであるが、信託財産が補償請求権を満たすに十分でないこともある。実際、債権者が補償請求権にまで代位しようとしているときとは、すなわち事業信託が失敗したときなのであるから、信託財産がもはや十分でないことが多いのである。

3 受託者の有する受益者に対する補償請求権への代位

受託者が補償請求権を有するのは、信託財産に対してだけではない。受益者が直接に受託者に対して補償義務を負う場合もある。この補償義務の成立のためにはいくつかの要件が存在するが、仮にその要件が満たされれば、受益者に対する補償請求権への代位が考えられることになる。しかし、受託者の受益者に対する補償請求権を認めた *Hardoon v.*

Belilios [1901] A. C. 118 は、受益者が1人のケースであり、かつ、判決は確定的な受益権を有しない受益者、たとえば裁量信託の受益者に対する補償請求を否定していた。そうすると、受益者が通常複数であり、かつ、裁量信託の形態をとっていることが多い事業信託においては、受託者の受益者に対する補償請求権は認められないのではないか、したがって、債権者もそれに代位することができないのではないか、とも思われた。

これについていちおうの解答を示したのが次の判決である。

J. W. Broomhead (Vic.) Pty. Ltd. (in liq.) v. J. W. Broomhead Pty. Ltd. [1985] V. R. 891.

〔事実〕X社(J. W. Broomhead (Vic.) Pty. Ltd.)は、Y1からY5の5つの会社を受益者として設定された信託の受託者であり、当該信託の趣旨に従って1976年4月30日から建築業を営んでいた。すなわち、事業信託である。各受益者の権利はユニット数で定められており、Y1は42%、Y2は10%、Y3とY4で24%、Y5は24%であった。

事業はうまく行かず、1977年9月6日にX社は清算手続に入ったが、債権者に弁済するためには、約65,000ドルから70,000ドルの間で不足があった。そこで、X社は、Y1からY5を相手取って、信託の執行によって生じた負債額のうち信託財産でまかなえない分の支払いを求めて訴えを提起した。

〔判旨〕「そこで次に、Hardoon v. Belilios [1901] A. C. 118 で適用された原理に基づいて、原告が主張している補償請求権を有するかを検討する。一般原理は次のとおりである。すなわち、受託者は信託の執行によって生じた責任について補償を受ける権利を有し、この権利は信託財産に対してだけでなく、能力者である受益者に対してもエクイティ上強制が可能である。この原理の根拠は、信託から利益を受ける受益者は、受託者自身が負担を引き受けるべきであることを示す十分な理由を挙げられない限り、負担を負わねばならない、ということである。」

Hardoon v. Belilios は受益者が1人の事例であったが、その原理は複数の受益者が存在する場合にも適用される。また、Hardoon v. Belilios においては、裁量信託の受益権のように、完全な利益ではなく、限定された利益にしか有しない受益者に対しては、受託者が権利を有しないかのように判示されており、これはそうであるべきだと考えられる。しかし、「本件の受益者は完全な受益者であると考えられる。本件

の信託証書は、信託が終了するまでの毎年、当該年の利益のすべてを、有するユニット数の割合に応じて受益者に支払うべきことが定められていたのである。……そして、複数の受益者が利益についてそれぞれ独立の権利を有する場合には、信託財産からの利益について一定割合の利益を享受する受益者は、受託者自身が負担を引き受けるべきであることを示す十分な理由を挙げられない限り、その割合に応じて負担を負うのである。」

したがって、Y1は42%、Y2は10%、Y3は12%(Y3はY4とあわせて24%の権利を有するが、Y4は事前に受益権を放棄している)、Y5は24%の割合で、補償義務を負う。

本件においては、利益の分配の方法から、各受益者を確定的な利益を有する者として扱うことができた。また、本判決は、傍論として、まったくの裁量信託においても、受益者が受託者に対しその任務の引受を依頼した場合には、黙示の補償契約があるといえる、との構成も提示している。

4 受託者たる法人が破産したときの特別問題

受託者が破産に至っても、債権者の権利には基本的に変更がない。しかし、否認権の成否、および、管財人の報酬をめぐる、少しく特別な問題が生じる。

(1) 否認権の成否をめぐる

直接に事例を見てみよう。

● Octavo Investments Pty. Ltd. v. Knight [1979] 144 C. L. R. 360.

〔事実〕 Y会社 (Octavo Investment Pty. Ltd.)の5人の取締役は、1975年4月1日、1ドルずつを出資して、A会社 (Coastline Distributors Pty. Ltd.)を設立した。A会社は2週間後の4月16日、Bの設定した信託の受託者に任命された。この信託は、信託財産が10ドルであり、受託者たるA会社はその財産を用いて、適当と考えられる何らかの事業を行うべきことが信託証書に定められ、その利益は受益者として指定された5つの会社に分配すべきものとされていた。そこで、A会社は、銀行、Y会社、および、受益者たる5つの会社から金銭の借入れを行ったうえ、冷凍食品の取引を始めた。ところが、2カ月後の1975年7月には、はや事業は行き詰まり、その後も負債は増え続け、1977年7月26日に清算申立、同年8月25日にA会社の清算手

続が開始し、あわせて X が清算人に選任された。

ところが、A 会社の事業がもはや完全に行き詰まっている1977年の1月から清算
手続が開始されるまでの間に、A 会社は Y 会社に幾たびも支払をなしており、その
総額は49,750ドルに達していた。そこで、X は、これは偏頗弁済であって無効であ
るとの確認を求めて訴えを提起。1、2 審とも X 勝訴。Y が上告。A 会社が保有す
るすべての財産は信託財産であり、これは、破産法116条にいわゆる「破産者の債権
者に分配される財産」にあたらぬ、と論じた。

〔判旨〕上告棄却。「受託者は、信託の履行として取引をなした場合に、当該取引の
過程で生じたすべての債務について個人的な責任を負う、というのは広く承認されて
いることである。しかしながら、彼は信託財産からその責任の補償を受ける金利を有
するのであり、この補償を強制するために、受託者は信託財産上に担保権 (a charge
or right of lien) を有するのである。」

「受託者に対する債権者は、信託財産について限定された権利しか有しない。信託
財産は差押えの対象とならない。しかし、受託者の破産の場面では、債権者は受託者
が有する権利に代位することができるのである。」

以上の原理から、次の結論が導かれる。すなわち、事業の遂行から生じた債権を有
する債権者が、破産した受託者が保有する信託財産について、代位によって有する権
利は、破産者の債権者に分配される破産財産を構成するのである。」

そして、この権利が清算人に移転している限りは、Y が信託財産から弁済を受け
たことは、偏頗譲渡として無効にされうるものとなる。

信託財産自体への直接の権利を否定しながら、補償請求権への代位を通じて、債権者の
間接の権利を認めることによって、不当な結論を避けようとしたのである。ここにあるポ
リシーは、本判決中でマーフィー (Murphy) 判事が次のように述べているとおりであ
る。「わら人形を使って債権者を害しようとする試みは、そのかわりに形式的な会社を使
ったからといって認められるようになるものではない。事業信託を含む、いろいろな信託
が、法が債権者に与えようとしている保護をないがしろにするための道具となることは認
められない。この事件で登場したのは、まさにそういった試みである。」(11)

(2) 管財人の報酬請求権をめぐって

ここでも事例を見てみよう。

● Re Suco Gold Pty. Ltd. (in liq.) [1982] 33 S. A. S. R. 99.

〔事実〕A社(Suco Gold Pty. Ltd.)は、1979年4月3日に資本金2ドルで設立された会社である。同社は、1979年6月28日、「デイジー=ミラノ・ゴールド・ユニット・トラスト」の信託受託者となり、さらに、1980年7月25日、「サンタ・クロース・ゴールドフィールド・ユニット・トラスト」の信託受託者となった。いずれの信託も、とりわけ金の採掘を目的とする鉱業によって信託財産を運用し、受益者に分配するという、事業信託であった。しかるに、1982年2月15日、同社は清算手続に入った。

Aの財産は、上記両信託に対する補償請求権を除いてほとんどなく、破産手続費用も出せない有り様であった。そこで、A社の管財人Xは、Xが両信託の信託財産を売却したことによって得た金銭を、手続費用およびA社の事業の執行によって生じた債務の弁済のために用いることの許可を求めて、訴えを提起した。

〔判旨〕「受託者に補償請求権があることによって、受託者会社の清算人が信託財産から清算費用や清算人報酬を取得できるか、という問題については、Octavo Investments Pty. Ltd. v. Knightの後、オーストラリアで2件の判決がある。1つは、Re Byrne Australia Pty. Ltd. and the Companies Act ([1981] 1 N. S. W. L. R. 394; [1981] 2 N. S. W. L. R. 364)である。……(この事件では)信託財産は信託債権者の債権にのみ充当されうるとされ、……清算人は信託債権者ではなく、信託財産からの支払を受け得ない、とされた。

もう1つは、Re Enhill Pty. Ltd. ((1982) 7 A. C. L. R. 8)である。……裁判所は、破産会社の清算人は、受託者たる会社により保有されていた信託財産を清算人が売却したことによって生じた金銭を、他の債権に優先して自己の費用の支払いに用いることができる、とした。」

「Octavo事件より、受託者会社の補償請求権は、清算人にその権利が移転する財産権であることは明らかである。」したがって、破産債権者はそこから弁済を受けられるのであり、また、受託者会社が信託財産に対して取得する担保権の実行権限も清算人に移転するから、清算人は信託財産を売却することもできる。そして、清算人は破産債権者に優先して弁済を受ける権利を有しているのだから、Re Enhill Pty. Ltd. 事件の結論が支持されるべきである。

判旨も述べているように、清算人は信託財産から手続費用を取得できない、とする判決

もたしかに存在する。しかし、その判決、すなわち Re Byrne Australia Pty. Ltd. (No. 2) 自体が次のように述べていたのであり、手続費用を取得できる、ということで、ほぼ判例は落ちついたのではないかと思われる。すなわち、「仮に清算人が報酬を取得できないかという私の結論が正しければ、大変望ましくない事態が生じる。たしかに、清算人（とりわけ裁判所で A レベルとされている清算人）は、支払不能の会社を清算してみたら、自らの費用や報酬を取得するにも資産が足りない、という事態に慣れていないわけではない。しかし、ここでのように、清算人の債権を支払うに十分な資産がありながら、清算人が、重要、かつ、しばしば困難な義務を報酬もなしに執行しなければならない、というのは不公正である。……私は、判決の最後に、事業信託の存在は立法者が注意を払うように値するものである、ということを指摘する。」

妥当な結論は明らかであり、ここでも信託受託者の有する補償請求権が梃子にされて、清算人の権利が認められたのである。

IV むすびにかえて

事業信託については、わが国にもすでにいくつかの紹介がある。とりわけ、海原教授の研究においては、本稿の扱う問題点を含め、アメリカ法に関してかなり包括的な検討が行われている。しかし、たとえば、アメリカ法で受益者・受託者・債権者の利益調整について判例法理で妥当な解決を見ようと、それが信託法理の必然的な結論とは限らない。広く、イングランド、さらにはオーストラリア・カナダなどにも目を配って、信託法理の問題点もあわせて検討していかねばならない。事業信託に関して、アメリカ法に比べて、決して先進的とは言えないオーストラリア法（それでもイングランド法よりも先進的である）を紹介したのは、その第1歩のつもりである。

(注)

- (1) その一例として、道垣内弘人「イングランド浮動担保における個々の財産に対する担保権者の権利」加藤一郎古稀・現代社会と民法学の動向（下）521頁以下（1992年）参照。
- (2) 道垣内弘人「海外金融法の動向：銀行と顧客との間の法律関係—イングランド法の展開—」金融法研究10号24頁（1994年）参照。
- (3) デイヴィッド・ヘイトン（樋口範雄＝真船秀郎訳）「事業信託（Trading Trusts）」信託177号47頁（1994年）。
- (4) 四宮和夫・信託法〔新版〕23-24頁注(5)（1989年）に掲げられている諸文献。なお、そこに掲げられた大阪谷教授の論文は、その後、大阪谷公雄・信託法の研究第1巻（1991）に、海原教授の論文のいくつかは、海原文雄・英米信託法の諸問題（下）（1993年）に収められている。さらに、最近のものとして、神作裕之「信託を用いて行う事業—その可能性と限界—」信託法研究18号27頁以下（1994年）。
- (5) 他の重要問題としては事業信託の方式をとれば会社法の規制を免れうるか（どこまで免れさせてよいか）ということがある。計算書類閲覧権（受益者の計算書類閲覧権を信託文言で制限することができるか）、資本充実義務（受益者にどんどんと利益、さらには資本を分配して、債権者に損害を与えることを、いかにして防ぐか）などが具体的に論じられる。Cf. H. A. J. Ford and I. J. Hardingham, Trading Trusts: Rights and Liabilities of Beneficiaries, in Equity and Commercial Relationship 48- (P. D. Finn ed. 1987).
- (6) 道垣内弘人「海外金融法の動向：銀行と顧客との間の法律関係—イングランド法の展開—」金融法研究10号12頁（1994年）。具体的な判例も含め、同論文、および、金融法研究・資料編（9）13頁以下（1993年）参照。

- (7) Cf. R. P. Austin, *Constructive Trusts*, in *Essays in Equity* (P. D. Finn ed. 1985) 229-, H. A. J. Ford and I. J. Hardingham, *supra* note 5, at 64-. さらに、デイヴィッド・ヘイトン・前出注(3)55-56頁参照。
- (8) H. A. J. Ford and W. A. Lee, *Principles of the Law of Trusts* [1401] (2nd ed. 1990).
- (9) R. P. Meagher and W. M. C. Gummow, *Jacobs' Law of Trusts* [2102] (5th ed. 1986).
- (10) B. H. McPherson, *The Insolvent Trading Trust*, in *Essays in Equity* 148 (P. D. Finn ed. 1985).
- (11) at 372.

(禁無断転載)

(非売品)

平成9年7月20日印刷

平成9年7月20日発行

コモン・ロー諸国における受託者の
職務・権限に関する研究

報 告 書

発 行 ©財団法人 トラスト60

東京都中央区八重洲2-3-1

住友信託銀行八重洲ビル内

Tel. 03-3286-8100 (代表)

印刷：(株) ディグ